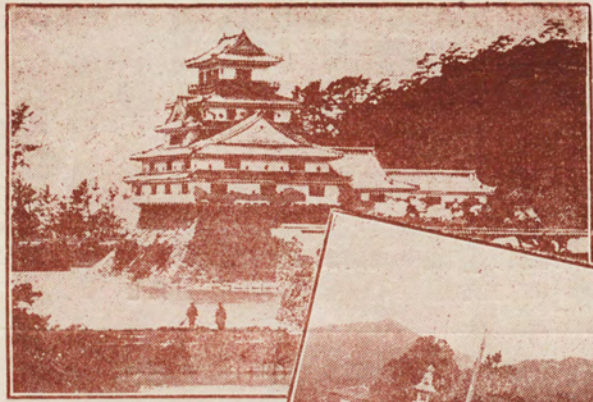


報月萩

號九十三第



號月六年六和昭

行發町萩縣口山

昭和六年六月十三日印刷納本
昭和五年五月六日第三種郵便物認可
（每月一回十五日發行）
第三十九號

永田書林印

目次

時事提唱 自一七二

庶政 自一七二

學事表 自一七二

産業 自一七二

産業 自一七二

財政經濟 自二二六

軍務 自二二八

土木交通 自三三七

社會 自三三八

衛生 自三四七

人事 自三四七

衛生 自三四七

衛生 自三四七

衛生 自三四七

衛生 自三四七

時事提唱



萩町の史蹟は其の悉くが明治維新興業の中心圏を爲し功臣の遺跡としては全国中に於て首位を占めて居り殊に近時思想の善導を唱道せらるゝが爲忠君愛國の結晶とも謂ふべき萩の史蹟を見學する者著しく其の數を増加し來り而も其の見學者の主なるものは教育者及學生生徒であるから累代の毛利藩主を始め地下に隠せられたる先賢諸公としても之を満足し居らるゝ如く思はるゝのである御互に萩町民たる者は是等の見學者の意を迎ふる爲何等かの施設を爲さねばならぬが先づ第一に心得べきことは見學者に對し能ふ限り親切丁寧を旨とし之を迎送するのであることは多言を俟たぬものと思ふ従つて是等見學者の爲商業上の利益を得ることに重視せずより多くの見學者を誘致し自然の結果として商業上の利益を博する様努めて頂き今後益々萩の史蹟宣傳の爲協力を吞まれざらんことを念するのである茲に更めて一言を呈して置く次第である

萩より明木村、佐々並村を経て山口に至る鐵道省直營の自動車運輸開始に付ては昨昭和五年一月以來本省より關係吏員を派遣して通過路線の状況及沿道に於ける貨客の輸送量等を調査せられたのであるが其の後本省の方針が一變し山口防府は道路の状況も良好であり之が改良の爲多額の費用を要せぬことからして第一著手として此の區間を限り自動車の運輸を開始せられたのである蓋し萩山口間は道路中曲線の箇所多きのみならず幅員も狭小であり且つ二三の橋梁は腐朽甚しき爲架換を要するものある等の爲其の著手を遅延せしめられた容子であつて萩は何處までも交通上に恵まれぬ所であることを思ひ合はすべき遺憾至極の感を禁し得ないのである然し本省に於ては萩山口間の運輸に付既定の方針に些の變更をも加へず徐ろに道路補修の方法を

講し事業を開始せらる、筈となつて居る趣であるから此の際沿道町村の熱望する所を齎らし本省の既定計劃の促進を請はんが爲過般萩、明木、佐々並、宮野、山口の市町村長を帶同上京し偶在京中の瀧口明城翁を介し江木鐵相に對し萩防府間自動車運輸開始方に付陳情したのである其の間瀧口翁の深甚なる斡旋努力に依り鐵相も快く關係市町村長の陳情する所を諒得され近々の中設計々劃を爲す爲主務吏員を派遣することを言明せられたのである前述の如く今後調査の歩武を進めらるゝこととなり假に道路を改善する爲數萬金の費用を要するとなれば鐵道省と當該道路管理者の屬する團體である山口縣とが果して其の費用を支辨して呉るゝや否やと言ふ問題に逢著し之亦懸念せざるを得ないのである之に就ても沿道市町村の熱のある所を示し是非其の願望を達成したいものと思ふ幸に吾萩町に於ては町民の全体を代表する萩町會の意見と萩町の商工業者を代表する萩商工會の意見とが相一致し本件事業促進の爲今後大に邁進努力することゝなつたのである、讀者諸子に於ても之に對し相當の援助を與へられむことを豫め本紙を通し希望して置く所以である

庶般行政

◎宮廷録事

◎賢所皇靈殿神殿に謁するの儀、厚子内親王殿下五月四日午前十時三十分 賢所 皇靈殿 神殿に謁

するの儀を行はせられたり

◎皇后宮行啓 皇后陛下は五月五日午前十時御出門 赤阪區青山權田原町憲法記念館構内に於て舉行の 日本赤十字社第三十九回通常總會へ行啓同十一時 十五分還御あらせられたり

◎五月六日 紀久子女王殿下に對し叙勳二等寶冠章 を授け給ふ

◎五月八日 宮内省告示第九號を以て五月八日王族 李德惠從五位伯爵宗武志に嫁せらるゝ旨公示せら

逗子驛御著車同二時三十分葉山御用邸に御安著あら

せられたり

◎皇后宮行啓 皇后陛下は五月七日午前十時御出門

◎還御 天皇 皇后兩陛下は五月二十五日神奈川縣 葉山より還御あらせられたり

赤阪區青山權田原町憲法記念館に於て舉行の愛國 婦人會第三十回通常總會へ行啓同十一時十分還御

◎皇太后宮行啓 皇太后陛下は五月二十二日午後一 時十五分大宮御所御出門宮城へ行啓午後四時四十 五分還御あらせられたり

◎皇后宮行啓 皇后陛下は五月九日午前十分御

◎五月二十七日 大勳位恒憲妃勳二等敏子殿下に對 し叙勳一等寶冠章を授け給ふ

出門同十分原宿驛御發車同十一時四十五分 東淺川驛御著車多摩陵へ御參拜午後一時五十分陵 所御休所御出門同一時五十分東淺川驛御發車同 三時五分原宿驛御著車同三時二十五分還御あらせ

◎行幸 五月二十七日午前十一時四十分御出門水交 社へ行幸午後四時四十分還幸あらせられたり

◎行幸 五月十一日午後一時御出門航空研究所へ行

◎皇后宮行啓 皇后陛下は五月廿八日午後一時三十 分御出門東京慈惠會へ行啓同三時三十分還御あら

幸同四時二十五分還幸あらせられたり

◎第三回萩町會

◎皇后宮行啓 皇后陛下は五月十三日午後二時御出

五月十五日午後二時より開會、出席議員二十名、左 記の事項を附議し「萩町特別稅戶數割條例中改正條 例の件及萩町有林野條例制定の件」を保留とし其の

◎御安著 天皇 皇后兩陛下は五月十五日午後一時 五分御出門同一時十五分東京驛御發車同二時二十分

他は何れも原案の通(一部修正)可決確定、午後六時閉會せり

- 一、萩町特別税戸數割條例中改正條例の件
- 一、萩町有林野條例制定の件
- 一、町費を以て補助を爲すの件
- 一、樺區費一部會計を分別するの件
- 一、萩町助役給料額の件
- 一、區長及區長代理者辭職承認の件
- 一、寄附受理の件(二件)
- 一、地上權移轉承認の件
- 一、地上權設定契約に關する件
- 一、志都岐公園内に建碑を爲すの件
- 一、昭和六年度萩町樺區の内霧口外六區費一部會計中灌溉水路改築費歳入歳出更正豫算の件
- 一、昭和六年度萩町樺區の内霧口外六區費一部會計中樺八幡宮參道改築費歳入歳出更正豫算の件
- 一、萩町助役決定の件
- 一、區長及區長代理者決定の件
- 一、出納検査立會議員選舉の件
- 一、専決處分事項報告の件

- 一、町村道路線變更の件
- 一、廢道敷地交換の件

●萩町助役決定

五月十五日第三回萩町會に於て滿場一致を以て山口縣農林主事正七位勳六等宮崎宗十を萩町助役と爲す旨決定せり

●叙任及辭令

地方農林技師 金子 武馬
 陞して高等官五等を以て待遇せらる
 歩兵第七十四聯隊附陸軍歩兵大尉 和智 孝任
 咸興公立商業學校服務を命ず
 從六位勳六等 生駒 林一
 叙勳五等授瑞寶章
 宮内事務官正四位勳三等男爵 白根 松介
 任内匠頭叙高等官二等
 公立實業學校長 吉田 豊介

年功加俸年額百五拾六圓下賜(萩町出身の分)

公立中學校校長兼公立中學校教諭正六位 武智啓次郎

任地方視學官叙高等官四等山口縣勤務を命ず

山口縣商工技師に補す

陸叙高等官三等

山口縣書記官 本間 精

(萩町關係の分)

寺戸久兵衛

●區長及區長代理者更迭

大屋區々々長辭職 伊藤文吉
 大屋區々々長就職 大谷福藏
 大屋區々々長代理者就職 石丸三千祐
 玉江第一區々々長辭職 小田岩一
 玉江第一區々々長就職 來島友一
 (五月十五日)
 前小畑第二區々々長 佐伯松藏
 前小畑第二區々々長代理者 岡村與市
 (四月一日)

●公設消防手任免

任消防手 命第二部附 岡村 鶴藏
死亡 久保 一郎

(五月二十七日付)

●出納検査立會議員當選者

昭和六年度本町臨時出納検査に立會すべき議員三名選舉の結果左記の者當選就任せり

村木五一郎
柳 敬之助

◇五月中發令の主要法規◇

●國の法規

- ◎五月八日 勅令第八十一號を以て兵役法施行令中改正の件公布(別掲)
- ◎五月二十二日 勅令第九十五號を以て道府縣手數

料令中改正の件公布

- ◎五月二十三日 内務省令第九號を以て明治四十三年五月内務省令第十九號明治四十三年勅令第二十九號に依る手数料額及手数料免除に關する件中改正の件公布
- ◎五月二十六日 農林省令第十號を以て競馬法施行規則中改正の件公布
- ◎五月二十七日 勅令第九十九號を以て高等官官等俸給令中改正の件公布
- ◎五月二十七日 勅令第百號を以て判任官俸給令中改正の件公布
- ◎五月二十七日 勅令第百三號を以て陸軍給與令中改正の件公布
- ◎五月二十七日 勅令第百四號を以て海軍給與令中改正の件公布
- ◎五月二十七日 勅令第百十四號を以て地方待遇職員令中改正の件公布
- ◎五月廿七日 勅令第百十五號を以て公立學校職員俸給令中改正の件公布

◎縣の法規

- ◎五月一日山口縣訓令第十四號を以て方面委員執務心得並方面委員取扱事項の件公布
- ◎五月一日山口縣告示第三百七號を以て山口縣方面委員設置規定の件公布(別掲)
- ◎五月十二日山口縣令第三十三號を以て昭和五年三月山口縣令第十八號家屋稅調查員費用辨償規則中改正の件公布
- ◎五月十九日山口縣令第二十七號を以て明治四十五年二月山口縣令第十七號山口縣立中學校規則中改正の件公布
- ◎五月十九日山口縣條例第八號を以て大正十一年一月山口縣令第八號使用料手数料徵收規則中改正の件公布

◎萩町告示の主なるもの

- ◎町會議決事項の件
- ◎昭和六年度椿區費歲入歲出更正豫算の件

◎船員の徵兵検査受檢手續に關する件

旌表

◎感謝

- 一金壹百圓也 土原第一區 林 虎弼殿
 - 右本年四月五日萩公會堂に於て開催せし能樂會の際有志者より寄附金の内本町社會事業費へ寄附一金參拾圓也 椿町區 田中太郎吉殿
 - 右長男豐殿死亡に付慰靈の爲本町慈惠基金の内へ寄附
- 茲に其の厚意を感謝す

◎青年訓練所指導員異動

兼萩町立明倫實業補習學校助教諭に任ず
五月二十九日付 山口縣

萩町立越ヶ濱青年訓練所指導員を囑託す
五月二十三日 山口縣

◎體育運動歌選定

今般文部大臣官房體育課に於て左の通體育運動歌を選定せられたり

◇體育運動歌

本歌は體育運動に伴ふ純真なる精神剛健なる氣宇を高調し併せて我國民の意氣を宣揚せんがために撰定を見たものであつて體育運動に關する集合行進並に海外遠征などの場合に廣く利用せられんことを望むものである

文部大臣官房體育課

學事

◎實業補習學校職員異動

明倫尋常高等小學校訓導 山本 優

體育運動歌 第一(榮わゆく)

榮わゆく
天つ御空の光をうけて
集へる我等の心は躍る

いざや、わが友
我等が身と魂
鍛へ磨かむいざいざ共に
皇御國の力となるまで

(一)

東海に
輝く日本の使命をうけて
伸びゆく我等の心は躍る
いざや、わが友
我等が身と魂
強く正しくいざいざ共に
やまと島根の誇となるまで

體育運動歌 第二(高鳴る血潮)

(一)

高鳴る血潮

たぎりたつ力

お、われ等日の本の若人
競技の使命心に銘じ
日頃の鍛へこゝに試さん
潔きをいのち 強きをほまれ
いざ戦はん 正しく雄々しく

(二)

かゝや、暁
ふるひたつこゝろ
お、われ等日の本の若人
榮あるその名心にしめて
名に負ふ力こゝに示さん
潔きをいのち 強きをほまれ
いざ戦はん 正しく雄々しく

體育運動歌 第三(若き者)

(一)

若き者、いさましき者
地にさけび
地にをざる

●明倫小學校校外教授
及修學旅行

毎年の例により左記の通兒童の校外教授及修學旅行
を實施せり

五月八日 尋一 指月公園、菊ヶ濱
同 尋二 椿八幡宮、大照院

たゝかひのあらしのなかに
かゝやけりわれらのいのち
若き者、われら
いさましき者、われら
若き者、うるはしき者
地にたちて
地にかける

(二)

たゝかひのうづまくなかに
かゝやけりわれらのちから
若き者、われら
うるはしき者、われら

●萩町聯合青年團聯合總會

大正十五年五月三十日は畏くも

今上陛下 皇太子殿下として萩町に行啓あらせ給ひ
男女兩青年團とも御親閱の光榮に浴せしより第五周
年を迎ふることとなりたるに依り萩町聯合男女青年
團に於ては當時の御盛儀を記念し奉る爲五月三十一
日兩團員四百三十餘名を集合せしめ午前八時より明
倫小學校庭に於て紀念式を舉行せり。田中明倫女子
青年團長の擧式宣言、國歌合唱、伊勢神宮及皇居遙
拜、勅語令旨奉讀、兩陛下萬歳三唱及觀閱分列式を
行ひ更に午前九時より明倫小學校講堂に於て記念總
會を舉行に當り新副團長羽仁海軍大佐の紹介並就任

- 同 尋三 東光寺、長添山
- 同 尋四 南明寺、嶽觀音
- 同 尋五 田床山
- 同 尋六 長門湯本
- 同 高一 羽賀の臺
- 五月十四日 高二 山口市

挨拶、昭和五年度の事業報告、團長式辭、山口縣青年團長の訓示電報朗讀、萩町長祝辭に次で男女團員九名の意見發表、萩高等女學校教諭伊藤通利氏のイオンに就ての講演ありたる後團員一同吉田松陰先生の詩朗讀唱歌(貴く生きん)合唱及萩町聯合男女青年團の高歳を三唱し正午閉會したり

椿東青年團 前小畑支部

支部團員協力一致克ク心身ノ修養鍛練ニ努メ社會奉仕トシテ道標及下駄鼻緒容器ヲ作製シ通行人ノ便ヲ圖リ或ハ多數團員消防組員トシテ奉仕シ又毎月五日ヲ勤勞日ト定メ團員共同作業ヲ爲ス等其ノ成績視ルヘキモノアリ茲ニ金壹封ヲ授與シ之ヲ表彰ス

昭和六年五月三十一日

萩町聯合青年團長 藤村 正七

明倫青年團員 藤山 初彌

資性温厚ニシテ犧牲的精神ニ富ミ入團以來心身ノ修養研磨ヲ念トシ大正十五年五月明倫青年團第一

支部幹事トナリ更ニ昭和二年七月第一支部長ニ就任シ其ノ間専心支部ノ發展ト支部團員ノ指導誘掖ニ努メ同五年十二月明倫青年團副團長ニ就職シ克ク團長ヲ補佐シ團運ノ進展ヲ圖ル等他ノ範トスルニ足ル茲ニ金壹封ヲ授與シ之ヲ表彰ス

昭和六年五月三十一日

萩町聯合青年團長 藤村 正七

山田青年團員 小川 義一

資性温良ニシテ家業ニ精勵シ山田青年團玉江第三支部長ニ就任スルヤ支部ノ振興ヲ圖ル爲團員ノ協力一致ト向上進展ニ努メ新ニ支部月例會ヲ催シ精神修養ヲ圖ル等支部ヲシテ向上ノ機運ニ向ハシメタルハ支部長トシテ努力ノ然ラシメタル所トス茲ニ金壹封ヲ授與シ之ヲ表彰ス

昭和六年五月三十一日

萩町聯合青年團長 藤村 正七

椿東女子青年團員 長谷川 マサコ

資性温良ニシテ父母ニ仕ヘ家業ニ精勵シ奢侈ヲ戒メ恭儉以テ身ヲ持シ入團以來一層心身ノ修養ニ努メ入團者ノ勸誘並月例會出席督勵等團ノ進展ヲ圖

賓あり一段の光彩を副へたり

明倫小學校尋一兒童

保護者會

五月十五日左の通本年四月尋常科第一學年に入學せる兒童の保護者會を開催せり

- 一、授業參觀 午前八時より約一時間
- 二、校長講話 午前九時三十分より約一時間
- 三、擔任教員との懇談 午前十一時より約一時間

明倫小學校職業指導講話

當町濱崎出身にして現に朝鮮の實業界に活躍雄飛しつゝある大島芳輔氏は展墓の爲歸省中五月十六日午前十一時より明倫小學校作法室に於て、高等科兒童に對し約一時間餘職業指導に關する講話を爲せり
氏があらゆる辛酸に堪へたる忍苦幾十年の體験に基き郷土愛に燃ゆる後進誘掖の熱情は、將に職業戦線に進出せんとする少年少女に對し強き感銘を與へ、

明倫青年團總會

リ又下駄鼻緒容器ヲ調製寄附ヲ爲ス等女子青年ノ模範トスルニ足ル茲ニ金壹封ヲ授與シ之ヲ表彰ス
昭和六年五月三十一日

萩町女子青年團長 藤村 正七

明倫青年團年中行事の重要なもの、一として、毎年斯の總會を開催し來りしが、本年は五月一日萩町公會堂に於て之を開催せり。當日午後八時開會國歌合唱、勅語令旨の奉讀、團長の告辭、來賓の祝辭に次で會員の意見發表あり何れも旺盛なる元氣を以て熱辯を振ひ、昭和青年たるの意氣を示せり。夫れより講師として招聘せる萩高女教諭土屋氏は「體育と青年」と題して氏のスポーツマンとしての豊富なる體験と蘊蓄とを披瀝し、長時間に亘り大に運動精神を高潮せり。後市川大佐の指導に依りて詩吟を練習し、娛樂、靜座、朗誦等の豫定行事を終へて十一時半解散せり。當日の出席團員百八十餘名にして、市川大佐、二階大尉、香川郡教育會主事等十餘名の來

大に其の意氣を鼓舞する所ありたり

◎明倫小學校精進週間

大正十五年五月三十日は 聖上陛下が皇太子殿下として親しく萩町へ聖駕を枉げさせられ、特に明倫小學校内へ玉歩を運ばせ給ひしを以て、同校に於ては毎年五月二十五日より向ふ一週間を精進週間と爲し此の間特に職員兒童共に緊張して事に當り、奉迎當時の如く校舎内外を美化して當時の感激を新たにし更に奉仕的精神の作興を期し、國民的信念の教養に資せんとして週間教育を實施し來れり、行啓第五周年に當れる本年の週間行事左の如し

- 日 行 事 強 調 態 度
- 二五 松陰神社參拜 早起勵行
- 二六 御聖德訓話 登校敏速
- 校地内石拾、除草 朝學精勵
- 二七 御聖德訓話 姿勢嚴正
- 海軍記念日、記念式 沈黙聽講
- 記念体育會 定時勵行

- 二八 行啓中の御模様訓話 清潔整頓
- 校地内外奉仕作業 感銘反省
- 二九 行啓中の御聖德訓話
- 校舎内外大掃除
- 三〇 行啓記念式
- 三一 家庭作業の精勵

◎明倫女子同窓會

五月二十三日午後一時より明倫講堂に於て第十八回明倫女子同窓會を開催出席會員約五百名、國歌二唱勸語奉讀會長告辭の後、萩中教諭村岡徹介氏の「人絹の洗濯法」に就いて家庭的に最も有益なる講話あり。畢りて茶話會餘興等を催し和氣霽々裡に午後六時閉會せり

◎明倫小學校來校視察者

五月中に於ける本校視察者の主なる者左の如し
山口師範附屬校訓導伊藤周一、同齋藤潔 小郡小

學校訓導宮崎厚外二名、山口縣廳林務課西山技師外二名、徳島師範校長兼徳島高女校長田邊長助、山口縣廳紫崎縣屬外二名、室積師範教諭友近史良、東京青山師範校長長谷川乙彦外中國四國近畿北陸各府縣師範校長四十一名、大阪朝日新聞門司支局長鎌田敬四郎外百八名、仁保小學校訓導前原郷治外三名、滋賀縣技手小林常治郎、大歳村長田中新太郎、山口師範附屬校訓導佐藤一人、同上田勘助、豊浦郡神田小學校長堀哲三郎、山口師範教諭岩本恒雄、同中島定規、同西山瀧藏、豊浦郡神玉小學校長崎山長市、同訓導山本榮人、岡山縣視學星野敏治、興風中學校服務陸軍歩兵少佐田中兼吉、同教諭吉本清、愛知縣西枇杷小學校長中野龜松外十名、大阪毎日新聞社専務高木利太、廣島縣教育會主事松井善一、都濃郡福川小學校長近間學助外十一名、廣島高等師範教授玖村敏雄外廣島縣内中等教員、小學校長八十名、豊浦郡小串校長小西治郎、茨城縣紫尾小學校長田中甚四郎、同竹島小學校長小島角次郎、同大中小學校長塙重造、同下妻小學校長照山吉三郎、山口縣視學官武智啓次郎外縣下高

女校長十二名、渡部山口縣體育主事佐賀市神野小學校訓導横尾竹次、鹿兒島縣加治木中學校長日高佐七、愛媛縣伊方小學校長加藤安廣外十一名

◎椿東校家庭訪問

左の日程により毎日午後一時より一齊に全校兒童の家庭訪問を行ひ其の全部を終了せり

部 落	尋四以下	尋五以上
目代、中津江	五月五日(火)	五月八日(金)
上野、船津	五月五日(火)	五月八日(金)
椎原、中ノ倉、松	五月六日(水)	五月七日(木)
本市、無田ケ原	五月六日(水)	五月七日(木)
無田ケ原下、前小	五月七日(木)	五月六日(水)
畑、小畑浦、后小畑	五月七日(木)	五月六日(水)
香川津、鶴江	五月八日(金)	五月五日(火)

◎椿東校春季郊外教授

五月九日左の實施案に依りて全校一齊に春季郊外教授を行ひたり
尋一男女、弘法寺、菊ヶ濱方面

尋二男女 堀内運河、志都岐山神社方面
 尋三男女 小畑陶器工場、越ヶ濱水道水源地、越ヶ濱明神池方面
 尋四男女 姥倉運河、笠山方面
 尋五男女 大井村方面
 尋六男女 大津郡深川町方面
 高一男女 奈古村方面
 高二男女 美禰郡秋吉村秋芳洞方面
 女子實補 倉江方面

● 椿東校學友團總會

五月十四日午後一時より松陰神社記念館に於て全團員(尋五以上男女)集合第九回學友團總會を開催し本年度必行事項の決議、並に緊急事項に就て協議せり

● 椿東校松陰先生記念日會

五月二十五日松陰神社春祭當日午前八時より校庭に於て記念式を行ひ學校長の訓話あり、次で尋五以上

の兒童に對し山根訓導の講話ありたる後一同神社に參拜せり

● 椿東校海軍記念日

五月二十七日午前八時校庭に於て海軍記念日記念式を行ふ、日本海々戰に關する繪畫、寫眞、地圖、統計等を掲げて學校長の訓話あり次で尋五以上の兒童に對し橋本特務中尉の實戰談ありたり

● 椿東校行啓記念日

五月三十日午前八時校庭に於て記念式を舉行す、學校長の訓話の後奉迎唱歌を合唱し、一同松陰神社に參拜、天皇陛下の萬歳を祈願し奉り午前九時三十分より記念競技會を舉行せり

● 越ヶ濱小學校兒童愛護デー行事

越ヶ濱小學校にては五月五日愛護デー行事として約

二時間半に亘りおとぎ會を行つた、又此の校外行事として同十一日夜越ヶ濱中善寺に於て母姉會を催し郡教育會の香川政一氏を聘し兒童教育に付ての講演を聴講せしめた

尙同校に於ては五月四日より九日に至る一週間を兒童愛護週間、家庭訓練週間とし全職員各戸を訪問し家庭に於ける訓練の調査、獎勵等を實施した

● 椿西小學校學事の狀況

遠足 五月二日全校兒童は椿八幡宮神苑及菊ヶ濱に遠足を行ふ

海軍記念日 五月二十七日は田中兵曹の旅順港攻撃並に同港閉塞隊の實戰談を催し兒童職員一同血湧き肉躍るの感激に打たる。講演後小運動會を行ひ當時を追想す

行啓第五週年記念日 五月三十日は行啓記念日につき神社參拜後全校地及校舎の大美化作業を行ひ奉安庫前に於て記念式を舉げ 聖徳の一端につきて謹話を爲す

新入學兒童保護者の芳志 今年四月新入學兒童の保護者は入學記念として多額の寄附を爲せるに依り兒童の不時雨傘並に教具類等を購入備付け之を記念と爲す

● 白水小學校兒童愛護デー

五月五日兒童愛護デーの催しをした。校庭には鯉幟を立て廣間には雛壇を飾つて、上下學年別に童話會を開いた。後援會からは全兒童に對し菓子配つた

● 白水小學校遠足

五月七日左の各方面へ遠足した
 尋一指月公園 尋二椿神苑 尋三南明寺 尋四椿東方面 尋五越ヶ濱 尋六大井方面 高等科大正洞

● 白水小學校家庭訪問週間

五月十日より同十六日までを家庭訪問週間とし、全

職員は、各受持兒童の家庭を訪問して兒童教養上の懇談を行つた

◎白水小學校の行啓記念

日行事

五月三十日行啓記念日當日、午前八時より記念式を舉行し、同九時より各部落別に所在神社の境内清掃に奉仕し、皇室の御繁榮を祈念した

◎青年訓練の振興に就て

五月二十一日日本縣學務部長より市町村長並青年訓練所主事に對し青年訓練所振興に關し左の通通牒ありたり

青年訓練振興に關する件

本年一月青年教育更張に關する訓令並通牒を發し之が進展を期する所ありたるが這般地方長官會議に際し五月二日畏くも

天皇陛下には各地方長官を宮中豊明殿に召させられ

御陪食を賜はり續て千種の間にて於て各府縣知事の管内政情の言上を聞召さるゝに方り本縣知事に對し特に縣下青年訓練の實情につき御下問を賜ふ知事は

聖慮を畏み具に青年訓練の實情と之が振興に關し奉答する所ありたり

畏くも陛下は夙に東宮に在しませし時、令旨を下したまひて青年の修養を奨め給ふ、聖恩優渥寔に感激に堪へず殊に今回の青年訓練の實情に關する御下問は實に本縣の光榮にして縣民たるもの須らく感奮興起、聖恩に對へ奉る所なからざるへからず縣下下に於ける之が實績を顧るに近時著々進展の域に進みつゝありと雖之が内容の改善充實に於て更に出席の成績向上に於て一段の策進を要するものあり事に當る者此の際此光榮を縣民一般に傳達周知せしめ協力一致最善の努力を輸し斯教育の劃期的進展を期するに遺憾なからしめ度候條特に御盡力相成度依命此段及通牒候也

追て右實施に當りては前記の青年教育更張に關する訓令通牒並同二月十日付青年訓練所獎勵に關する通牒の趣旨に基き適當の計劃を樹て之が徹底を

る等非常なる好意を寄せられたることは一同の深く感泣せる所なり

◎椿青年訓練所の狀況

生徒行軍 五月十七日生徒四十名は午前四時小學校庭に集合し佐々木、小本兩指導員の引率する所により平田椿分會長、伊藤主事、久志指導員、白井指導之に附添ひ深川町大寧寺迄徒步行軍を行ひ湯本温泉場に於て暫時休憩湯本驛より汽車により午後六時歸萩す。平田分會長は毎訓練日毎に出席し又生徒の身体検査を行ふ等頗る熱心に指導激勵する所あり

◎椿東女子青年團總會

並に入團式

五月四日午後一時より椿東校階上作法室に於て舉行す、出席者九十六名、郡教育會主事香川政一先生の講話あり、女子の自覺、責務、團結の必要、實力養成等の諸項に亘り二時間に及ぶ懇切なる指導あり因に本年度の入團者は五十七名なり

期せられ度尙來る七月一日青年訓練記念日行事に就ては追て通牒可致候得共同日各市町村に於て青年訓練總動員を實施して之が振興に資し度候條御含置相成度申添候

◎椿東青年訓練所生徒行軍

全員五十七名を山本及谷村教官引率、山根、平田、篠田諸教諭之に附添ひ五月十六日午後二時椿東校を出發途中諸教練を行ひつゝ午後九時、目的地たる生雲村に着、檢閲、炊事、不寢番等の教練を行ひ生雲小學校に舍營す、翌十七日午前七時三十分舍營地を出發し、山路の險難を強行して長門峽崎附近に到り峽内の絶景を探り、金郷出合附近に於て晝食を爲し、更に勇を鼓して川上村、高瀬、後場を経て山田に出で同地に休憩其所より自動車行軍に依り歸萩、午後四時三十分萩商業學校々庭に着、一同頗る元氣裡に此の行軍を終了せり。此の舉に當り、前椿東校訓導にして現に生雲校訓導たる伊藤英一君の夜を徹しての熱誠なる幹旋、歸路更に長門峽まで送り來れ

◎山田女子青年團遠足

團員一同は五月十日樺東方面に遠足し、史蹟の見學をも行った

◎椿青年團の狀況

役員會 毎月五日各支部役員會を開き諸行事の打合せを爲す
体育例會 毎月十三日夜小學校に於て武道練習を行ふ田邊氏の厚意献身的指導あり
入團壯行會 五月二十七日夜椿西小學校に於て六月一日吳海兵團に入團する冲原區中原道久君の壯行會を行ひ同氏の前途を祝福す。同夜併せて海軍記念日の訓話を爲す
五月卅一日萩町聯合青年團行啓記念式及總會へ團員四十餘名出席せり

◎椿女子青年團の狀況

六名は五月二十二日午後萩一二三旅館及好日館に分宿翌二十三日全日及二十四日午前中當町史蹟の視察及研究を遂げ二十四日午後歸廣したり

◎萩町義務教育費國庫負擔金

市町村義務教育費國庫負擔法第三條前段に依る昭和六年度交付金として本年度中に於て金貳萬五千八百貳拾五圓六錢を配當の旨其の筋より指令ありたり

産 業

◎蠶業教師免許試験

五月五日山口縣告示第三百十二號を以て蠶業教師免許狀下付規則第三條に依り六月二十日午前八時より山口縣蠶業取締所に於て蠶業教師免許試験を執行に付希望者は萩町勸業課に就き照合せられたし

役員會 五月二十日各支部の評議員會を行ひ本年度團行事につき修養會、講習會、展覽會、趣味會、見學旅行、敬老會、バザー等に關する協議をなす

山口市へ見學旅行 團員十餘名は池上幹事と共に五月廿四日午前六時出發山口市内各所を見學し即日歸萩す

五月三十一日は萩町聯合女子青年團行啓記念式及總會に團員多數出席す

◎近畿中國四國北陸師範學校長一行史蹟見學

山口市に於て恒例の集合を催したる近畿中國四國北陸師範學校長一行三十五名は五月八日午後萩巴ホテルに投宿し翌九日午前中當町の史蹟を見學の後夫々歸任したり

◎廣島縣史蹟研究團來萩

廣島縣教育會に於て編成の第一回史蹟研究團員七十

◎産業組合登記

◎有限責任萩信用組合變更
理事一名欠員の處昭和六年一月二十九日増山三郎補缺理事に就任す

◎有限責任阿武郡發動機漁船購買組合變更
監事田中太郎吉昭和六年一月二十八日理事當選同日就任同日監事を辭任、理事全員滿期に付昭和六年一月二十八日松本卯三郎、山村次郎、中村龜吉は重任し、河口甚吉、須子伴二、大島誠一、田中太郎吉新に理事に選任同日就任す

◎有限責任萩積善信用組合變更
監事全員滿期に付昭和六年一月三十日山田七郎重任し藤川東輔、粟屋雅三新に監事に選任同日就任す

◎有限責任椿信用購買販賣利用組合變更
理事山根鐵藏、中谷福松、山田小五郎、監事全員滿期に付昭和六年一月二十五日理事山根鐵藏、中谷福松、監事幸阪好藏再選し理事に渡邊道三、監事に池田彌市、有田榮三郎を選任同年二月二日各

就任す

◎水産業獎勵金交付

昭和五年度縣費を以て左記の通遠洋漁船建造獎勵金交付の旨本縣知事より指令ありたり

一金八拾四圓	越ヶ濱	松田龜松
一金四拾八圓	阿部七藏	
一金八拾七圓	玉江浦	田中松次郎
一金百五拾壹圓	角屋權吉	
一金八拾四圓	横田音穂	
一金八拾五圓	中屋三郎	
一金八拾四圓	中村清吉	
一金百五拾壹圓	荒川三次郎	
一金九拾九圓	玉江浦	明賀宗一
一金九拾九圓	山根與一	

◎萩町昭和六年春蠶掃立狀況

一掃立總枚數 四百六十三枚

内黃繭種 四百四十五枚
白繭種 十八枚

早口着手のもの	遅口着手のもの	催青の場所	催青の枚數
四月廿二日	四月廿六日	萩町冲原區	三三三枚
		萩町目代區	一三〇枚

一掃立	掃立月日	掃立枚數	飼育戸數	關係支部
	五月三日	黃 五〇枚	白五枚	三〇戸 萩支部
	五月三日	黃 四五枚	白五枚	六〇戸 椿東支部
	五月三日	黃 二〇〇枚	白五枚	九〇戸 椿支部
	五月八日	黃 五〇枚	白三枚	三五戸 山田支部
計		黃四四五枚	白一八枚	二一五戸

◎養蠶技術員の擔當區域及飼育方法

技術員の擔當區域 飼育の方法 共同飼育の場所 擔任技術員の名

椿東支部の内越ヶ濱後小畑區	稚蠶共同飼育にして削芽育	越ヶ濱區門田アキ方	椿東支部阿武郡養蠶教師大田定光
山田支部の内木間區	共同飼育	冲原區大谷穂太方	山田支部養蠶教師青木重一
前區域を除く萩町一圓	最寄飼育又は個人飼育にして削芽育		大谷町技手

◎聯合畜牛共進會

昭和六年五月七日萩町農會事務所に於て聯合畜牛共進會開催に付關係町村主任者に於て協議決定せる事項左の如し

- 一、本會の名稱 第七回阿武郡内八ヶ町村聯合畜牛共進會
- 二、開催の日時及期間 昭和六年十月一日、二日午前八時より午後五時まで
- 三、會場 萩町阿武郡産牛畜産組合家畜市場内

四、出品牛の資格

- イ、年齢 六ヶ月以上四十八ヶ月以内とし六ヶ月以上自家に於て飼育したるものに限る
- ロ、産地 本郡産に限る
- ハ、其の他
- 一、郡區域外の共進會に於て二等以上の入賞牛は出品を拒絶す六縣共進會に出品確定したるもの亦同し
- 二、出品牛は主として無角牛とす
- 五、出品人宿舍申込期日九月二十五日
- 六、牛舎 家畜市場を以て充つ
- 七、出品點數

1、出品總點數	五拾點		
2、各町村出品割當			
宇田郷村	六點	奈古村	十點
大井村	七點	紫福村	五點
川上村	三點	三見村	三點
福川村	六點	萩町	十點

◎ 萩商工會定期總會

昭和六年五月三十日午後三時萩町公會堂に於て萩商工會第貳拾五回定期總會を開催左記事項を承認及議決し午後五時閉會せり

記

- 一、昭和五年度事業報告
- 一、昭和五年度收支決算報告
- 一、萩港新川引込線速成請願に關する件
- 一、萩山省營バス速成請願に關する件
- 一、萩信用組合を萩積善信用組合に合併に付後援の件
- 一、會則の一部改正の件

◎ 大屋農事組合稻作研究講演會

五月二十六日午後四時より大屋公會堂に於て稻作の研究改良講演會を開催。永田阿武郡農會技手、森田萩町農會技手の講演ありて農家の爲一大福音を齎ら

したり、當日は河内、笠屋區方面よりも多數の聴講者あり午後七時盛會裡に散會せり

◎ 昭和六年五月中萩港輸出貿易

輸出之部

品名	價格	噸	量	仕向地
蜜柑	四二九		一二	關東州
竹材	八五		五	全
竹製品	三五		四	全
木材	一、五〇〇		八	全
藥製	一五		一	全
計	二、〇六四		三〇	
一月以降累計	一〇、〇二五		七七四	

輸入之部
一月以降累計なし

◎ 昭和六年五月中町立萩魚市場賣買取扱高

區分	本月分賣買取扱高	年度内累計
萩魚市場	四五、一九〇	一五、八〇八
越ヶ濱出張所	一五、四六、五〇	三二、一六、五〇〇
玉江浦出張所	五、八二、七〇	一一、八〇、八〇〇
計	柒六、七六、二〇	一九、八四四、二〇〇

◎ 五月中の氣象

氣温平均 最高氣温 最低氣温 雨雪量
 一九度八二 二二度三九 一〇度六七 一〇二糎七〇

◎ 五月中風向觀測

北	北東	南東	南	西	北西	北	西	靜穩	最多方向
1	1	1	1	1	1	1	1	1	西

◎ 五月中天氣類別日數

種類	日數
快晴	一二
晴	五
曇	一四
雪	一
霰	一
雹	一
霧	一
濃霧	一
雷電	一
地震	一
風暴	一
最高卅	一
最低	一
以上	一
以下	一

◎ 五月中萩町物價

品名	本月平均物價	前月に比し騰落
中米(白米)	一六、〇〇	落
裸麥(精白)	一三、〇〇	落
大豆	一四、〇〇	落
白味噌	一四、〇〇	落
清酒(中等品)	八五、〇〇	落
白糖(洋)	一九、〇〇	落
赤砂糖(洋)	一五、〇〇	落
鯉節(土佐)	一〇、〇〇	落
牛肉(中等品)	七五、〇〇	
鷄卵(地卵)	三、〇〇	
牛乳	七〇	
晒木綿	五〇	
石炭	六〇	
木炭(橙)	二、二〇	落
美濃紙	二四、〇〇	
半紙	六、五〇	

鐵工業時代去り今後はアルミニウム

◆家も建てられ機關車にも

現代はスピード工業時代だ。十九世紀を鐵工時代とすれば二十世紀は正にアルミニウム工業時代である最近イ・イ・フリーといふ先生は、その實際をアウトLOOK誌上で公表した。アルミニウムはいまやその精鍊の方法が甚だしく發達して來て、用途は從來とは似もつかぬ多方面へ擴がつて來た。吾々はこれまでもアルミニウムといへば辨當箱か、自動車か、飛行機にか使はないと思つてゐたが、いまでは立派な家まで建てる事が出来る。また造船のロール紙に使ふやうに製造することも出来る現に米國のアルミニウム商會の一大會館は全部アルミニウムで出来あがつてゐる。

またいままでアルミニウムは、飛行機に使用する際でもそれが弾力性が乏しく脆弱であるのが缺點であつたが、今度はアルミニウムを鋼鐵彈條のやうに強靱で弾力のあるものにする事も出来る。或は紙の

やうに作ることもできるこのやうに、建築や造船やまた諸機關に使用出来るやうに、アルミニウムが精鍊されると、從來の重工業は顛覆せざるを得ない今まで産業は鐵を大切にしていたが、今度はアルミニウム鑛の發見に産業諸國は汗水たらさねばならぬ、そこへゆく米國はまたその點で惠まれてゐる、アルカンサスのアルミ鑛山は、露天掘り採鑛をしてゐる、そして、そのアルミニウム商會は世界工業界を革命せんとする意氣込でせつせと仕事をしてゐる。將來汽車、汽船等一切の速力工業はアルミニウムで獨占せねばならぬといつてゐる、アルミニウム商會のマチジェヤアであるベエタア・ホール氏は腕に撚をかけて技師エドモンド君と同心協力、アルミニウム時代へといふスローガンで努力してゐる。若し、アルミニウム時代が現出すれば、汽車などは勿論あんな重苦しい鐵工業時代の遺物である機關車といふやうなものも無くなつて了つて輕快なプロペラで動くツエベリン機關車のやうなものになるさうだ。また軍艦なども全部輕裝の、スピード萬能の爽快な小型艦になつて、活動の領域を廣くすることに

なつて効力を發揮するやうになることだ。電車も電力經濟によつて現在の四倍動かせること

被服廠納入の兎毛皮に就て

昭和四年以降陸軍被服廠に於て購買の兎毛皮は帝國農會を通して其の斡旋に依ることゝなつて居りますから被服廠は生産者である個人又は養兎組合との間直接取引の交渉には應じませぬ右様御承知置き下さい

今月の園藝行事

野 菜

下種 夏蒔甘藍、子持甘藍、人蔘、糸三葉、花椰菜等

定植 甘藍、蒿苣、甘藷等

補肥中耕 茄子、蕃加、南瓜、胡瓜、薑、里芋、鵝

豆、枝豆、西瓜等

摘心 胡瓜、南瓜等

其他 胡瓜、蕃茄、蔓性菜豆其他蔓性のものは早く支柱を建つること

收穫 馬鈴薯、チンヤ、胡瓜、蠶豆等

病虫害 胡瓜のべト病には石灰ホルド液銅石鹼液を、蚜虫、青虫にはネオトン劑、簡易乳劑を

夜盗虫には砒酸鉛を撒布することが肝要

果 樹

摘果及袋掛、葡萄及柿の摘果並に袋掛を行ふ

夏季剪定 梨桃柿葡萄の剪定を行ふ

病虫害 柿梨葡萄等へ藥劑撒布が肝要

採收 枇杷梅等

花 卉

下種 プリムラ、シネラリヤ、カルセラリヤ等

肥培 朝顔、菊、ダリア、クラシオラス等

挿木 菊、万兩、年輪等

採種 デージー、パンジー、スギトビー等

球根の堀上げ ヒヤシンス、チーリップ、水仙等

其他 ダリヤ、コスモス、ヒマハリの支柱を建て

根を傷めない様にする

財政經濟

◎昭和六年度四月分納 税成績

四月分の納税金は縣税地租附加税全特別地稅及町税
地租附加税全特別地稅附加税の四種にして内滞納の
手續を爲したるもの左の如し

橋本町區、唐樋町區、瓦町區、東田町第一區、西
田町區、上五間町區、吉田町區、熊谷町區、濱崎
町第一區、東濱崎町第一區、目代區、中ノ倉第二
區、香川津東區、香川津西區、前小畑第一區、前
小畑第二區、後小畑區、越ヶ濱第二區、越ヶ濱第
五區、椿町區、濁淵區、西木間區、北木間區、玉
江第一區、玉江第二區

◎納税獎勵金交付

昭和五年度後半期六ヶ月間の納税成績に依り獎勵金
の交付を受けたる當該區區長役場、特殊納税組合及其

の金額左の如し

金八圓四一錢川島第一區。金九圓一三錢川島第二
區。金七圓四九錢川島第三區。金七圓四二錢土原
第一區。金二一圓二六錢土原第二區。金四圓八〇
錢土原第三區。金一圓八三錢御許町第一區。金二
圓〇二錢御許町第二區。金二三圓三三錢江向第一
區。金六圓六四錢江向第二區。金六圓九四錢江向第
三區。金四圓〇八錢江向第四區。金六圓三四錢河
添第一區。金一一圓一三錢河添第二區。金九圓五
〇錢平安古町第一區。金四圓九九錢平安古町第二區
金一圓五四錢平安古町第三區。金一二圓八八錢堀
内第一區。金八圓四九錢堀内第二區。金四圓八六
錢南片河町南古萩區。金一一圓七七錢吳服町油屋町
區。金四圓四錢古魚店町春若町北片河町區。金五圓四三
錢榎屋町今魚店町區。金二圓六一錢北古萩町第一區
金七五錢北古萩町第二區。金三圓八七錢塩屋町細
工町區。金二圓一二錢惠美須町區。金三圓六一錢瓦
町區。金一圓米屋町區。金一五圓四九錢東田町第
一區。金三圓五九錢東田町第二區。金四圓五三錢
西田町區。金一圓二六錢津守町區。金二圓三四錢

上五間町區。金一圓五九錢下五間町區。金二圓二
四錢吉田町區。金二圓八五錢古萩町區。金四圓八
九錢今古萩町區。金四圓三一錢熊谷町區。金三圓
一一錢濱崎新町第一區。金三圓四九錢濱崎新町第
二區。金一圓五七錢濱崎町第一區。金八圓七六錢
同第二區。金一圓四二錢同第三區。金一圓六三錢
同第四區。金一圓四五錢東濱崎町第一區。金一圓二
一錢東濱崎町第二區。金七圓五七錢目代區。金四
圓五三錢中津江區。金一〇圓三八錢上野區。金二
圓六九錢椎原區。金二圓六二錢中ノ倉第一區。金
三圓五九錢中ノ倉第二區。金七九錢松本市區。金
八五錢船津區。金一圓八八錢無田原區。金二圓六
〇錢香川津南區。金二圓一〇錢香川津北區。金一
圓四九錢鶴江第一區。金二圓三四錢鶴江第二區。
金一〇圓一四錢前小畑區。金一二錢後地區。金六圓
〇三錢小畑浦第一區。金三圓七六錢小畑浦第二區
金五圓〇九錢後小畑區。金五七錢越ヶ濱第一區。金
五〇錢同第二區。金一圓第四區。金八〇錢同第五區
金六八錢第六區。金一〇圓一八錢河内區。九圓〇
五錢笠屋區。金一七圓六〇錢大屋區。金一七圓〇四

錢沖原區。金六圓〇〇錢霧口區。金三圓〇八錢金
谷區。金五圓九五錢椿町區。金四圓二六錢雜式町
區。金四圓八七錢濁淵區。金一二圓一一錢青海區
金一一圓三一錢東木間區。金二圓七二錢西木間區
金六圓六五錢北木間區。金一〇圓五六錢山田第一
區。金一〇圓二八錢山田第二區。金七圓三五錢奧
玉江第一區。金二圓一一錢奧玉江第二區。金一圓
二六錢藤ヶ瀬區。金九圓六二錢玉江浦第一區。金
五圓四〇錢玉江浦第二區。金六圓七六錢倉江區。
金九圓〇一錢小原區。合計金五〇五圓七〇錢
金四四圓一三錢巴城券番納税組合。金二八圓七三
錢萩町料理屋遊興納税組合。金六二圓一〇錢萩
弘法寺納税組合。
合計金一三四圓九六錢
總計金六四〇圓六六錢

◎昭和五年度中納税成績

昭和五年度中納税獎勵金交付規程に基き本町内各行
政區に對し交付したる獎勵金額は金九百五拾八圓九

拾五錢にして就中一ヶ年間を通し毎月完納の成績を
 收め得たるものは左の拾壹區なり
 土原第二區 江向第一區 河添第一區 河添第二
 區 堀内第一區 堀内第二區 河内區 大屋區
 沖原區 霧口區 小原區

◎自作地免稅申請日を延期

從來自作地免稅申請書は毎年六月中に役場經由稅務
 署長宛差出すべき規定なりしも新地租法に依れば毎
 年三月中に申請を要することに改正せられたり但し
 本年に限り來る十二月中迄延期せられたるに付注意
 ありたし

◎自轉車鑑札を無効と爲
 したる者

五月中盜難或は紛失の届出に依り新鑑札を交付し無
 効の處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及住所氏名左
 の如し△印は乙三

軍 事

◎海軍現役兵任官

左記の者は五月一日附頭書の通任官せり
 任三等機關兵曹 中津江區 海軍一等機關兵 藤村 廣藏

◎入營團兵宣誓祭舉行

六月一日海軍志願兵として吳海兵團へ入團者二名及
 輜重輸卒として輕重兵第五大隊へ入營者貳名の爲五
 月廿六日午前十時縣社春日神社に於て宣誓祭を施行

◎海軍記念日記念事業

式後萩町役場樓上にて簡素なる送別會を開催せり

帝國在郷軍人會萩町聯合分會は五月二十七日海軍記
 念日の事業として同日午前七時三十分各分會長以下
 分會員約二百名濱崎波止場に集合發動船に依り越ヶ
 濱に上陸し笠山の頂上に登山せり來賓として福田中
 將八道主計監磯部越ヶ濱小學校長井町兒玉兩町會議
 員越ヶ濱漁業組合理事監事六名新聞記者等参加あり
 午前九時半市川聯合分會長の挨拶に次て一同伊勢神
 宮及皇居を遙拜し 陛下の萬歳を三唱したる後粟屋
 中佐の日露戰役の際日本海々戰の實戰談あり夫より
 分會の銃劍術試合を施行晝食を共にし午後二時半下
 山發動機船にて濱崎波止場に歸航し當日の記念日を
 して一層意義あらしめ盛會裡に午後四時解散せり

◎兵役法施行令第七十八

條改正要項

◎五月八日勅令第八十一號を以て兵役法施行令中改

舊鑑札番號 事由 住 所 氏 名

▲前輪二二六二 盜難 北古萩町第一區 增野淺太郎
 ▲後輪 一一五一 紛失 濱崎町第二區 阿武 義輔
 同 二二六一 同 土原第二區 田原 權吉
 乙二八一六四四 同 唐樋町區 高橋 吉郎

正の要項次の如し

兵役法施行令第七十八條に左の一項を加ふ
 陸軍大臣は其の定むる所に依り船員に限り本人の
 願に依り寄留地以外の徵募區に於て身體検査を受
 けしむることを得
 附則 本令は公布の日より之を施行す

◎本年は海軍の簡閱點呼なし

海軍豫後備役下士官兵の本年度簡閱點呼は萩警察署
 管内の者に對しては施行せられざる旨通牒ありたり

◎海 軍 雜 報

○吳鎮守府職員

司令長官	中	將	野村吉三郎
參謀長	少	將	鈴木義一
參謀	中	將	鈴木義一
同	少	佐	佐木義尾
同	同	少	佐山克郎
同	同	同	兄部勇次

同 (兼) 同 機關中佐 山中朋二郎
 副官 大尉 後藤 權造
 同 (兼參謀) 少將 御堀 傳造
 人事長 (兼) 機關大佐 高野 久之順
 機關長 軍醫少將 福島 久之
 軍醫長 (兼) 主計少將 入谷 清長
 主計長 (兼) 司法事務官 染川 源之亟
 法務長 人事部長 ○吳海軍人事部職員

人事部長 少 將 御堀 傳造

吳鎮出仕 軍事普及、在郷軍 人會、青訓、廢兵 器下附、地方博覽 會、軍港觀覽慰問
 同 (召集事務檢閲) 中 佐 岡村 政夫
 同 (海軍兵徵募簡閱點) 少 佐 久重 一郎
 同 (豫備員、豫備 練習生、特務 士官、准士官) 同 林 彙邇

同 (恩給、軍事救護) 機關少佐 西田 昇
 同 (軍人傷疾記章) 吳鎮附 (人事相談) 機關特務大尉 前田 周三
 吳鎮附 (軍事普及) 主計特務大尉 島尾 平七
 部 (庶務) 主計特務中尉 太田 小作
 吳鎮出仕 主計特務中尉 爲重 彌八
 吳鎮附 (現役下士官兵) 看護特務中尉 福間 武吉
 吳鎮出仕 (家族衛生) 主計特務少尉 近藤 芳太郎
 同 (豫後備役) 同 平田 恒一
 部 附 同 戸井 又一
 吳鎮附 (募兵、軍事普及) 主計兵曹長 佐々木 固

●短期現役兵の入團

師範學校卒業者を短期現役兵として海軍に入籍せしむることは昭和三年より實施せられて本年は第四回目の徵集であつて去る四月一日吳海兵團に入團し全四日吳鎮守府司令長官臨場の下に入團式を舉行の上目下基礎教育を受けて居る五月一日三等水兵に全廿

日二等水兵に進級の後、直に第一艦隊所屬戰艦伊勢及日向に分乗せしめられ海上に於ける實地の訓練を受け八月十五日一等水兵に進級の上全十八日徳山にて退艦再び吳海兵團に入團して最後の教育を受け右期間中入院等なき限り三等兵曹に任官の上退團する豫定である

尙其の出身學校名並に員數を示せば左表の通である

府縣別	學 校 名	員數
京都	京都師範學校	六
大阪	大阪府天王寺師範學校	三
	同 池田師範學校	三
兵庫	兵庫縣御影師範學校	五
	同 姫路師範學校	一
奈良	奈良縣師範學校	四
三重	三重縣師範學校	五
愛知	愛知縣第一師範學校	三
	同 岡崎師範學校	三
滋賀	滋賀縣師範學校	一
岐阜	岐阜縣師範學校	三
福岡	福岡縣師範學校	二
石川	石川縣師範學校	一

富山	富山縣師範學校	三
鳥取	鳥取縣師範學校	二
島根	島根縣師範學校	三
岡山	岡山縣師範學校	五
廣島	廣島縣廣島師範學校	二
	同 福山師範學校	三
山口	山口縣師範學校	二
和歌山	和歌山縣師範學校	五
北海道	北海道旭川師範學校	一
計		六九

●豫備練習生の入團

海軍豫備員となるべき商船學校出身者たる豫備練習生は左表の如く一二六名去る四月七日吳海兵團に入團 (身分は海軍一等兵に準ず) した三ヶ月間軍事教育を受けて來る七月六日退團の豫定である

學 校 名	航海科	機關科	合計
岡山縣立兒島商船學校	九	一三	二二
廣島縣立廣島商船學校	二三	一九	四二
山口縣立大島商船學校	一七	一七	三四

香川縣立粟島商船學校	五	一〇	一五
愛媛縣立弓削商船學校	一	〇	一
島根縣立商船水産學校	一二	〇	一二
合 計	六七	五九	一二六

●現役滿期下士官兵の講習

從來現役滿期前の下士官に對し、在郷軍人須知事項並公民教育を授け就職活動に便ならしめてゐたが本年度も夙に此の計畫を樹て四月及五月中現役滿期の下士官兵は全部吳海兵團に收容し約一ヶ月に亘り特別講習を行つた

講習科目は在郷軍人須知事項、國民道德、列國事情社會問題、通俗醫學、軍事講話、法制一般(主として民法)、商業一般、工業一般、農業一般、海外移民と職業問題、税制一般、産業組合、郵便關係事項、金融一般、藥種商關係、海員關係、恩給に關する事項、求職に關する事項等であつて、講師は皆其の道の専門家のみである

●海軍々人勳章記章佩用例の改正

(昭和六年一月二十七日海軍省官房第二五七號)左記の如く海軍々人勳章記章佩用例が制定せられた

- 一、正裝禮裝着用ノ場合
- 勳章記章ノ全部ヲ佩用ス

- 二、通常禮裝着用ノ場合

(甲)最上級勳章一個及記章全部ヲ佩用スル場合左ノ

如シ

但勳四等功四級以下ノ勳章ハ記章ト共ニ併佩ス

ルコトヲ得

- 一、宮中ノ午餐 皇族ノ午餐

- 又ハ觀櫻觀菊ノ御宴ニ陪スルトキ

- 二 拜謁スルトキ

- 三 臨御又ハ皇族ヲ差遣セラレタル式場ニ參會スルトキ

- 四 天皇ニ對スル儀仗トシテ勤務スルトキ

- 五 遙拜式ヲ行フトキ又ハ神社ニ參拜スルトキ

- 六 宮中大祓ニ參列スルトキ

七 分隊點檢ヲ行フトキ

(乙)最上級ノ勳章一個ヲ佩用スル場合ハ左ノ如シ

- 一 天機奉伺、御機嫌奉伺、御祝詞又ハ御禮其他ノ爲參内參殿スルトキ

- 二 行幸ノ際奉送又ハ奉迎ヲ爲ストキ

- 三 特命檢閱使ニ對スル儀仗トシテ勤務スルトキ

- 四 特命檢閱使ニ對スル迎送式及伺候式ニ參列スルトキ

(丙) 最上級勳章一個又ハ略綬ヲ佩用スル場合左ノ

如シ

(甲)及(乙)ニ掲ゲル以外ノ場合ニ於テ帶勳スルトキ

トキ

三、軍裝着用ノ場合

一 軍裝ニ帶勳スル場合ハ最上級ノ勳章一個又ハ略綬ヲ佩用スルヲ例トス

但シ參内參殿ノ他 天皇又ハ皇族ニ對スル儀禮ノ場合

(戰時又ハ演習ヲ除ク)ハ略綬ハ佩用セズ

二 第二種軍裝ヲ以テ正裝又ハ禮裝ニ代フル場合

最上級勳章及記章ヲ佩用ス

- 三 第二種軍裝ヲ以テ通常禮裝ニ代フル場合ハ通常禮裝着用ノ場合ニ準ズ

- 四、前記諸號中最上級勳章一個ハ之ニ代フルニ金鶏勳章ヲ以テシ又ハ兩者ヲ併用スルコトヲ得

- 五、特別ノ場合ニ於ケル勳章記章ノ備用ニ關シテハ所在首席指揮官又ハ各部ノ長(首席者)之ヲ指定スルコトヲ得

●軍人傷痕記章令の改正

(昭和六年三月十六日勅令第一六號)

今般軍人傷痕記章令の改正に依り從來増加恩給受給者に限り授與せられたる軍人傷痕記章を恩給法に依り傷病賜金を受けたる者又は舊軍人恩給法に依り賜恤金を受けたる者又は増加恩給を請求を棄却せられたる者と雖も傷病恩賜金を給する程度に達するものと認めらるゝときは請求に依り軍人傷痕記章を受與せらるゝこととなれり

尙恩給法第五十一條に依り、期間を定め増加恩給を給せられたる者、其の期間經過後、増加恩給を給せ

られざる場合と雖本人生存中は返納するに及ばざる
ことゝなれり
右に依り軍人傷痕記章の交付を受けんとするものは
左記の手續を要す

- 一、授與願(左記様式)は離現役當時の在籍鎮守府
の司令長官宛とす
- 二、授與願には傷病賜金を受けたるものは恩給局
より交付せられたる裁定通知書寫、軍人恩給法
に依り賑恤金を受けたるものは内閣より受けた
る辭令書を添付すること
- 但し裁定通知書及辭令書寫を添付すること能は
ざるときは其の事由を記載したる書面添付のこ
と
- 三、授與願は本籍地市、區、町、村長に差出し與
書證印を受け提出すること
- 備考 今回の軍人傷痕記章令の改正は國有鐵道無
賃乗車規程とは關係なし

様式略す

◎佛伊海軍協定

英佛伊三國政府は三月十一日佛伊海軍協定覺書を公
表したが華府條約や倫敦條約に影響を及ぼす事項が
あり近く獨逸關稅同盟の成立佛國の老齡艦八万一千
噸の代艦要求等種々の難關に逢着し未だ成文の發表
を見ないが全協定の大要は次の通りである

- 主力艦 艦
- 一、佛伊兩國は一九三六年十二月三十一日前に、各
主力艦二隻の建造を完了すること得、右主力艦は
單艦噸數二万三千三百三十三噸を、超過すべから
ず、且つ備砲は口径十二吋を超わざるものとす、
佛國は主力艦建造の爲「デイデロ」級一隻を廢棄し
伊國は艦齡超過の大型巡洋艦一万六千八百二十噸
其他合計三万三千六百四十噸を廢棄するものとす
- 二、華府條約による佛伊兩國主力艦の保有量十七万
五千噸を各十八万一千噸に引上げるものとす
- 航空母艦
- 三、一九三六年十二月三十一日迄に佛伊兩國は、各
航空母艦三万四千噸を竣工することを得

(現有勢力、佛一隻二万一千噸、伊零)
補助艦

- 四、一九三〇年度の建艦計畫完成後に於ては、備砲
口径六・一時を超過する巡洋艦を建造せざるもの
とす
- (兩國共七隻七万噸)
- 五、備砲口径六・一時若くは以下の巡洋艦並に驅逐
艦の新建造總噸數は、一九三六年十二月三十一日
迄に此種艦の代艦建造すべき總噸數を超過するを
得ず、艦齡超過艦艇は代艦建造の上廢棄すべきも
のとす、但し備砲六・一時以上の同噸數の巡洋
艦の代りに廢棄を欲する場合は此限りに非ず
(佛十三万六千噸、伊十二万噸)
- 潜水艦
- 六、一九三〇年度の建造計畫完成の場合及一九三一
年十二月三十一日以後艦齡超過となる艦の代艦建
造の場合を除き、今後新に潜水艦を建造せざるも
のとす
- 七、艦齡超過の潜水艦は廢棄するものとす
但廢棄處分の結果、潜水艦保有總噸數が倫敦海

軍條約規定の潜水艦保有總噸數五万二千七百ト
ン以下に低下する場合は此限に非ず

- 八、一九三六年十二月三十一日迄の佛國の潜水艦保
有總噸數は八万一千九百八十九噸を超わざる
ものとす
- 但右總噸數は一九三六年招集せらるべき軍縮本
會議の席上に於ける海軍問題の一般的再審議の結
果により變更することあるべし
- 其他
- 九、英帝國政府中には佛國の潜水艦保有總噸數を以
て倫敦條約による英帝國の驅逐艦保有總噸數が十
五万噸なるに比し多きに過ぐとの主張を抱くもの
ありたるが結局前記の軍縮會議に於ける改訂まで
倫敦條約第二十一條即ち安全保障條項を適用せざ
ることに同意す
- 十、佛伊兩國は倫敦海軍條約第三編即ち日英米三國
に適用さるゝ各條項に對し悉く同意を表す且つ今
回の協定と衝突せざる他の一般條項に對して同意
を表するものとす

◇滯空飛行六十時間

霞ヶ浦航空隊飛行船隊では、純國産半硬式飛行船三式八號の性能實驗飛行を兼ね、五十時間滞空記録を目指して、指揮官藤吉少佐以下十二名乗組み、三月十四日午後一時廿七分離陸、毎夜零度から三度と云ふ嚴寒と闘ひつゝ、飛行を繼續し、全十七日午前十一時二十八分六十時間一分の記録を作つて着陸したが此記録は北極探險の際「ノビレ」少將が「ノルダ」號で得た記録を遙かに破り、世界新記録を作つたもので國産飛行船の優秀なるを示したものである

◆新鋭艦の進水

龍驤 四月二日横濱船渠株式會社にて進水

赤城、加賀、鳳翔の實驗に鑑み世界的優秀なる最新式設備を有する一万トン航空母艦である

鳥海 四月五日長崎三菱造船所で進水

八隻の一万トン巡洋艦中最後に出來上つたもので有力なる最新設備を施される

伊六十七號潜水艦 四月七日神戸三菱造船所で進水した大型潜水艦である

◆飛行機の産業利用

交通機關は今や飛行機萬能時代を産まんとして居る

最近に於ける越ヶ濱上水道使用戸數左の如し

共用栓使用戸數四百拾五戸、専用栓使用戸數貳拾戸、計量給水戸數四戸

が、産業方面にも、次の如く盛に利用せられて居る水産業

- 一、漁業上魚群の捜査。
 - 二、生魚と魚卵の空輸。
 - 三、沿岸公海の盜漁の監視
 - 四、水面汚漬船の取締。
 - 五、河川に水力發電用堰堤に設けたる魚道や魚梯に通水せるや否やの空中監視
- 營林事業 一、山林の監視。
二、害虫驅除等。

◎帝國在郷軍人會榘分會

第三班修養例會

五月八日午後八時より榘區笠屋公會堂に於て帝國在郷軍人會榘分會第三班の修養例會を開催。村岡班長司會の辭に、山口支部報、戰友、訓練、我が家等の雜誌廻覽方法及二三の協議事項を決定後、平田分會長の時局批判並在郷軍人會員の責務に就て、佐々木理事の分會事業及今後の覺悟に就て何れも講話あり引續き會員の研究發表、意見の交換ありたる後帝國

在郷軍人會歌、歩兵の本領を齊唱し散會したり

因に病氣他行者の外全部出席其の歩合八一パーセントなり

◎帝國軍人後援會榘

町婦人團總會

帝國軍人後援會榘町婦人團は五月二十三日町公會堂に於て第五回總會を開催出席團員百三十五名來賓福田中將二階萩分會長田坂海軍中佐等列席の下に午後一時三十分藤村顧問開會の旨を告げ宣言袋張作業を實施午後二時一同東方遙拜、國歌合唱、團長代理林萩町長の勅語奉讀及挨拶に次て杉常任幹事の庶務報告三村理事の會計報告來賓福田中將の祝辭あり夫より規約改正の協議を終り福岡市牛島虎五郎氏の洗濯法及洗張法の講演を聴き午後五時盛會裡に解散せり

土木交通

◎越ヶ濱上水道の近況

◎町村道路線變更認定

本町内の町村道にして路線の變更を爲したるもの左の如し

- 一、町村道東田町堀内線中萩町大字堀内字堀内第三百六十番の六より第三百六十二番の二第三百六十一番の二及第三百五十七番の五を経て第三百五十七番の八に至る間の路線を字同第三百六十番の六より第三百六十番の五第三百六十番の三第三百六十二番の一第三百五十七番の一及第三百五十七番の七を經過する路線に改む
- 一、町村道北の總門春日線中萩町大字堀内字堀内第三百五十七番の一より第三百五十七番の八を經過する路線を同字第三百五十七番の一より第三百六十番の六に至る間町村道東田町堀内線の一部を重用し更に第三百六十番の四第三百六十番の二第三

百六十一番の第一第三百五十七番の四第三百五十七番の六及第三百五十七番の二を經過する路線に改む

社會事象

◎故田中大將の銅像建設

萩町大正會員の發起に係る前内閣總理大臣故田中閣下の銅像建設に付ては其の後著しく事務進捗したるに依り今回堀内地内瓦町の衝當りに約七百坪の地を相し之を建設することとなり陸軍大將の通常禮裝に成れる銅像の鑄造及臺石の建設とも夫々請負契約を締結し目下敷地構造の爲工事に着手中なり

◎故西村秀造翁頌德碑建設

萩町出身の西村翁は東京市に在任中本町所在の男女中等學校小學校等育英事業に對し巨萬の資金を寄付せられたるのみならず陰に陽に本町興隆の爲盡されたる所あるに依り在京及萩町有志の者相謀り來る十

月十三日翁の七回忌日をトし志都岐公園内に建碑を爲す計劃を定め目下工事の準備中に在り

◎山口縣方面委員設置規程制定に就て

山口縣社會事業協會の方面委員事業を本縣に移付せられたるに依り左の通設置規程を制定公布せられたり

山口縣方面委員設置規程

- 第一條 民衆生活の實情を調査し其の改善向上を圖る爲め市町村に方面委員を置く但し市町村其の他團體に於て方面委員を設置するものは之を除く
- 第二條 市町村の區域を以て方面とす
- 第三條 各方面の方面委員數及其の受持區域は土地の狀況に依り之を定む
- 第四條 方面委員は市町村長の推薦に依り知事之を囑託す
- 第五條 方面委員は名譽職とし其の任期を三ヶ年とす

す但し委員事業施行上支障ありと認むときは任期中と雖も解囑することあるへし
方面委員中欠員を生したるときは後任者を囑託す其任期は前任者の殘任期間とす

第六條 方面委員取扱事項概目左の如し

- 一、生活狀態を調査し之が改善向上を圖ること
- 二、生活保護の徹底を期すること
- 三、醫療保護の普及に努むること
- 四、児童保護の徹底に努むること
- 五、生活改善の指導に努むること
- 六、社會教化に努むること
- 七、戶籍整理に助力すること
- 八、社會的施設の調査攻究を爲すこと
- 九、各種社會事業機關と聯絡を保ち之が利用の途を講ずること

一〇、其の他必要事項

第七條 各方面に常務委員一名を置く
方面常務委員は方面委員中より市町村長の

推薦に依り知事之を囑託す

方面常務委員の任期は其の方面委員の在任期間とし欠員を生したるときは後任者を囑託す

方面常務委員は方面委員の聯絡統一を圖り方面委員を代表す

方面委員事業を補翼する爲各方面に方面顧問を置くことあるへし

方面顧問は市町村長の推薦により知事之を囑託す

第九條

方面委員事務研究並聯絡統一を圖る爲市町村に方面委員會を設け市町村長を以て會長とす

市町村長は毎月一回以上方面委員會を招集するものとす

市町村長は必要に應じ他の市町村と聯合方面委員會を開催することを得

第十條

方面委員は取扱事項を協議する爲關係市町村長に方面委員會の開催を請求することを得

第十一條 方面委員に關する事務研究並聯絡統一を圖る爲知事は必要に應し方面委員又は方面常務委員を招集す

第十二條 方面委員は其の事業に關し關係市町村長又は知事に意見を提出することを得

第十三條 方面委員は其の事務の執行上關係官公署の援助を申出つることを得

第十四條 方面委員は奉仕の精神に依り誠實公正事に從ひ取扱事項中の秘密を嚴守すへし

第十五條 方面委員事務を行ふときは方面委員徽章を佩用すへし

第十六條 方面委員は取扱事項の概要を知事に報告すへし

第十七條 方面委員は其の住所に所定の標札を掲出すへし

第十八條 市町村長は方面委員死亡其の他身上に關する異動ありたるときは速に之を知事に報告すへし

第十九條 本規程施行上必要な細則は別に之を定む

第二十條 本規程は公布の日より之を施行す

山口縣方面委員執務心得
竝方面委員取扱事項概目

◎方面委員執務心得

一、方面委員は隣保相扶の情宜に基き社會生活に於ける各個人の福祉増進に努め且其の實を擧げんことを期すること

二、方面委員は其の事業の性質に鑑み平素の舉措に注意するは勿論事務取扱に際し懇切を旨とし且忠實公正以て之に當ること

三、方面委員の取扱事項は多く他人の身上に關するものなるを以て之か秘密を嚴守すること

四、方面委員は其の事務取扱に關し機宜を失することなく敏速に之を處理すること

五、方面委員は被救護者の境遇を改善し自活の途を得しむるを要旨とし濫救に陥り惰民を生せざる様留意すること

六、方面委員は方面委員設置規程第六條に定むる事項を行ふ爲め隨時受持方面の巡視又は家庭訪問を爲すこと

七、方面委員は其の事務遂行に當り關係各官公署學校各種公共団体等と密接なる聯絡を保つこと

八、方面委員は左の諸綴を備へ之を整理保管すること

一、方面カード綴

二、取扱事項報告控綴

三、文書綴

九、方面委員は取扱事項ある都度之を方面委員手帳に記入すること

十、方面委員は生活状態の調査を爲したる場合は別表第一號様式の方面カードに依り三通を作製し一通は方面委員自ら之を保管し一通は關係市町村長に提出し他の一通は知事に送付すること

十一、方面委員は取扱事項及件數を取纏め別表第二

號様式に依り當該市町村長を経て翌月十日迄に其の概要を知事に報告すること但し報告書中には當事者又は關係者の氏名を記入せず若し氏名必要の場合には「何某」「某女」と記入すること

十二、方面委員病氣、其他の己むを得ざる事由に依り委員を辭任せんとするときは市町村長を経て知事に申出つること

十三、方面委員退職したるときは委員所持の文書及標札、徽章等は市町村長に遲滞なく之を引繼ぐこと

◎方面委員取扱事項概目

一、社會状態の調査

受持方面内の居住者中左記各號に該當するものあるときは速に其の生活状態を調査し之を方面カードに登錄すること
但し方面カードは第一種及第二種に區分し整理すること
第一種に屬するもの
貧困の爲生活すること能はず且扶養義務者其の扶養を爲し得ざるもの

第二種に屬するもの
前號の該當者にあらざるも一旦事項に遭遇すれば
自活すること能はざる虞あるもの

二、相談指導

人事、家事、生活、衛生、教育、戸籍、就職、法律、紛争其の他諸般の相談に應じ相當の指導又は助力を與ふること

三、生活状態

イ、不具、廢疾、傷痍、老衰、幼弱、妊娠等に依り自活し能はざるものに對しては救護法及各種救助規程の適要方面助成會の救助等適當の方法に依り生活の途を講ずること

ロ、傷病兵及其の遺家族又は下士兵卒の遺家族にして生活困難なるものあるときは市町村當事者と協議の上軍事救護法及關係法規又は愛國婦人會山口縣支部の救護等に依り之か救済に努むること

ハ、風水、火災其の他非常時變に依り罹災者ある場合は市町村と協力し罹災者救助に關する法規又は篤志者等に依り救助の斡旋及保護に努むる

ニ、失業の結果生活に困難を感ずるものあるときは其の生活及思想の狀態に注意し慰安奨励を與へ職業紹介所、人事相談所及市町村と圖り適當の職業に就かしむること

ホ、勞務能力を有するも高利の負債を有し家計の保護上小資融通を必要と認むるものあるときは低利借替公益質屋利用等の方法に依り生活の安定を圖ること

ヘ、生計上餘裕少きものに對しては授産及副業の斡旋奨励等に依り収入増加の途を計り且又保險貯金其の他の方法に依り生活の向上を期せしむること

四、醫療保護

イ、貧困にして疾病に罹り醫療を受くること能はざるものあるときは救護法又は恩賜濟生會日本赤十字社山口縣支部及各醫師會等の救護を受けしむること

ロ、結核患者、癩病患者、精神病患者等あるときは其の病狀及家庭の生活状態に注意し警察官署

市町村當事者と協議し關係法規に示されたる事項に従ひ適當なる措置を講ずること

五、兒童保護

イ、妊産婦を有する家庭にして産婆を招聘する資力なきものに對しては助産施設を利用して妊産婦の健康の維持増進に努め之か施設なき場合は便宜の措置を講し且之か設置に留意すること

ロ、乳幼兒の健康保全に留意し兒童愛護の宣傳各種兒童保護事業の發達に助成すること
ハ、保護者勞働に従事し兒童の養護を行ふこと能はざるものあるときは臨時託兒所、常設託兒所又は個人家庭等に委託し保育の方法を講ずること

二、孤兒、貧兒、繼子、貰子、里子及私生子等に注意し養育の不適當又は虐待等の事なきを期すること

ホ、家庭の事情に依り義務教育の受くること能はざる兒童或は家庭貧困の爲長期の欠席又は欠食等を餘議なくせらるゝ兒童、病弱なる兒童等を發見したる場合は市町村、小學校篤志者等と圖

リ、就學其の他適當なる保護を講ずること

ヘ、不良行爲を常とし又は犯罪の傾向を有する少年少女に對しては保護者、學校等と相圖り矯正の方法を講し其の必要あるのは感化院入院等の方法に依り適當なる保護善導に努むること

ト、低能白痴、不具及心身に異狀ある各種兒童に對しては保護者學校其の他兒童保護施設の關係者と相圖り適當の方法を講ずること
チ、棄子、迷兒等ありたる場合は市町村當時者、警察官署等と協議の上適當なる救護の方法を採ること

リ、其の他一般に育兒に關する知識乏しき場合にありては相當の注意を與へ且之か涵養に就き適當なる方法を講ずること

六、生活改善

生活改善上の諸施設即臺所の改善、作業服の採用時間の利用、舉式服の單純化等に關し其の實現を期すること

七、社會教化

イ、懶惰の風に染み勞働を厭ひ或は思想傾向良好

ならざるものに對しては特に注意し保護者又は學校其の他教化団体と協力し之か訓戒善導に努め將來を過らしめざる様機宜の措置を講ずること

ロ、釋放者に對しては親族近隣者の仕向け本人の思想行動に留意し常に保護団体は協力し改過遷善の實を全うすること

ハ、差別觀念及事象の除去に努め融和団体と協力して融和促進の實を擧ぐることに

ニ、迷信の打破に努め弊風汚俗の改善に意を注ぐこと

ホ、其他風紀の弛張に留意し各種教化団体の活動を助成すること

八、戸籍の整理

イ、内縁の夫婦、私生子等の人事關係を整理し適當なる身分を取得せしむること

ロ、出生死亡、婚姻、寄留、轉籍等の諸届を怠るものあれば速に法規上の手續を履ましむること

●木間主婦會主催兒童

愛護デー

五月五日木間主婦會主催、女子青年團の後援に依り木間小學校に於て兒童愛護デーを開催、乳兒の健康診斷を行ひ餘興として校庭に吹貫、鯉幟を樹て教室には雛壇を設らへ各戸よりは辯當を持參して隱藝や女子青年團員の手踊等を觀覽し和氣霽々裡に夕暗迫る頃各家路に辿れり

●後小畑戸主會主婦會開催

五月七日午後八時後小畑區戸主會及主婦會の例會を催し越ヶ濱校長外二三の教員を聘して家庭生活に關する講話を聽講し十時半散會せり

●失火

五月十一日午前一時過唐樋町石津清太郎氏宅より出火附近には稅務署、防長自動車會社、横山、都留兩醫院、登茂惠ホテル、高大亭等の建物あり且つ人家稠

密の場所として一時は大混雜を呈したりしも風なく各公私設消防組等出勤し同家を全焼したるのみにて午前二時半頃鎮火したり原因は佛壇の燈明の不始末より起れるものゝ如し
因に本年は火災頻々として起り各自一層火の元の用心ありたし

●婦人方よ先づ箆筒を拜見

農村婦人の服装改善に
乗出した長野縣下の婦人會

長野縣下水内郡外様村産業組合婦人會は産業組合の實行機關として勤儉貯蓄の涵養や生活改善の爲に着々其功を上げつゝありしも事業が廣範に亘つてゐるため實行が客易に徹底せざるの感があるを以て今後は其の方針を生活改善に第一目標として被服の合理化を計る事となし農村婦人の被服の改良をなすと共に農村婦女子は實際どの位の着物があれば足りるか被服必要標準を作るため先づ第一に現在各婦人などの位の着物を保存してゐるかの調査をなし今後幾

●公人及私人

枚の着物を持つて居ればよいかの研究中であるがその發表は華美虚飾に流れ易い現今の婦人流行界に脅威を能へるものと見られてゐる

山口縣師範學校附屬小學校兒童及小郡尋常高等小學校兒童は教職員に引卒せられ史蹟見學の爲五月一日來萩

木村農林省技師中島本縣農林技師は史蹟見學の爲五月五日來萩

西山本縣農林技師は山林大會要務打合の爲五月六日來萩

山口縣女子師範學校生徒九十名は教職員に引卒せられ長門峽を経て史蹟見學の爲五月七日來萩

中國、四國、近畿、北陸各府縣師範學校長四十名は史蹟見學の爲五月八日來萩

東京青山師範學校長外三名は史蹟見學の爲五月八日來萩

大阪朝日新聞社門司支局關係者百五十名は史蹟見學の爲五月十日來萩

小川宇田郷村長及村會議員五名は惣郷大火災返禮の爲五月十一日來萩

西山山口縣穀物検査所技手は就任挨拶の爲五月十二日來萩

河野警察醫は就任挨拶の爲五月十三日町衙訪問

山口師範學校生徒八十名は長門峽を経て史蹟見學の爲五月十四日來萩

北條前萩郵便局長は岡山縣津山郵便局長に轉任挨拶の爲五月十四日來應五月十八日萩驛發赴任

佐賀中學校、宇部高等女學校生徒は史蹟見學の爲五月十五日來萩

大上大阪朝日新聞社山口通信部主任、佐藤萩通信部員は五月十八日町衙に林町長を訪問

宮田大日本山林會主事、猪瀬本縣林務課長、秋葉本縣警務課長外九名は山林大會要務の爲五月二十日來萩

小林萩郵便局長は就任挨拶の爲五月二十一日町衙に林町長訪問

松井廣島縣教育會主事は史蹟研究團事務打合の爲五月二十一日來萩

高木大阪毎日新聞社専務、鹿倉同社會販賣部長は史

蹟見學の爲五月二十二日來萩

縣下各高等女學校長は萩高等女學校に開催の縣下女學校長會議列席の爲五月二十五日來萩

植村豊浦郡安岡町助役外二名は町内産業狀態視察の爲五月二十六日來萩

藤田專賣局書記は煙草元賣捌所開設用務の爲五月二十八日來萩

衛生

衛生組合設立並役員更迭

○椿町區は今回衛生組合を設立し左記役員就職した

組合長 田口良允
幹事 田中忠介

○左記の通衛生組合役員更迭せり

河添區衛生組合

(新) 組合長 阿武金次郎

(新) 副組合長 横山市熊

(死亡) 組合長 三浦卯一

(退) 副組合長 佐古嘉藏

中津江區衛生組合

(新) 組合長 鍵村正太郎

(退) 組合長 佐藤一熊

山田第二區衛生組合

(新) 組合長 黒原邦房

(同) 幹事 來島兼義
 (同) 伍長 田村若松
 (同) 同 田村儀熊
 (同) 同 野村正彦
 (同) 同 中村五郎
 (退) 組合長 原田三吉
 (同) 幹事 里原義季

●衛生組合長懇談會

五月八、九兩日午後一時より町公會堂に於て衛生組合長の懇談會を開催衛生週間設定に關する事項を附議し本月より之が實行を期し尙此の際町内連檐區域に於ける下水溝の浚渫を實施することとせり

●衛生週間に於ける實行事項

一、萩町に於ては左記要領に依り今後毎月十五日より七日間を衛生週間と爲し夫々指示通の事項を實

水深	2尺 0寸		2尺 5寸		3尺 0寸		3尺 5寸		4尺 0寸	
	水量	晒粉	水量	晒粉	水量	晒粉	水量	晒粉	水量	晒粉
2尺	1.0	.30	1.5	.45	2.0	.66	3.0	.90	4.0	1.20
3尺	1.5	.45	2.3	.69	3.3	.99	4.5	1.35	6.0	1.80
4尺	2.0	.60	3.0	.90	4.4	1.32	6.0	1.80	8.0	2.40
5尺	2.5	.75	4.0	1.20	5.5	1.65	7.5	2.25	10.0	3.00
6尺	3.0	.90	4.5	1.35	6.5	1.95	9.0	2.70	12.0	3.60
7尺	3.5	1.05	5.5	1.65	7.7	2.31	10.0	3.00	14.0	4.20
8尺	4.0	1.20	6.0	1.80	9.0	2.70	12.0	3.60	16.0	4.80
9尺	4.5	1.35	7.0	2.10	10.0	3.00	13.5	4.05	18.0	5.40
10尺	5.0	1.50	8.0	2.40	11.0	3.30	15.0	4.50	20.0	6.00
12尺	6.0	1.80	9.0	2.70	13.0	3.90	18.0	5.40	23.0	6.90
14尺	7.0	2.10	11.0	3.30	15.0	4.50	21.0	6.30	27.0	8.10

行し相互の保健に努むること

一、傳染病流行期(特に梅雨期後)はお互に共同一致して傳染病の豫防に努むること

◎天候の都合を見計らひ衣類寢具等の日光消毒

◎食器類の煮沸消毒

◎井水の消毒

◎臺所元の消毒

◎下水溝、流し場、下水溜、便所の消毒

◎家屋内外の清潔

●下水便所井戸の消毒

下水溝、流し場、下水溜、便所の消毒には石油乳劑が良い左記に依り調製すること

井水の消毒には左記分量の晒粉「クロールカルキ」を投入してよく攪拌するが良い。

◇井戸の水量と晒粉(クロールカルキ)の使用分量一覽表

(水量十石に付晒粉三匁を基準とす)

(1)消毒劑の拵へ方 晒粉(クロール石灰又ハ「クロールカルキ」)十匁をガーゼ又は布片に包み茶碗の内にて少量の水を入れ攪き廻すと白色の液を生ず之をビール瓶一杯に溶解し密栓して置く

(2)分量及使用方法 井水十石に對し三匁の割合(前記のビール瓶に溶したるものなれば約三分の一)を投入し井水を振動せしめ水と混和せしむ

(3)効果 消毒劑をして三十分間以上経ては消毒の効果あるを以て其の儘飲むも差支なし暫くの間は少し臭氣あるも決して害なし時間経ては漸次消失す

(石油乳劑製法)

石油 二合 石鹼末又は軟石鹼 二十匁

以上を能く混和して之に湯五合を徐々に攪拌しつゝ、混じ尙ほ熱湯一升を前同様徐々に混和したるものを後ち水を以て全量一斗となす

(使用法)

上記の液を塵芥箱、下水溝、流し元、馬糞等蠅の發生場所に撒布す

◎五月中傳染病患者の狀況

五月	四月迄	内死亡者數	計
チフテリヤ	一人	一人	一人
疫痢	一人	五人	五人
腸チブス	一人	一人	二人
赤痢	一人	一人	二人
疑似赤痢	五人	七人	十二人
計	十三人	十四人	二十七人

◎五月中死亡者埋火葬別

五月	四月迄	計
火葬	六八八人	一〇八三人
埋葬	一五八人	一八六人
計	八四六人	一二六九人

◎五月中死亡者病類別

五月	四月迄	合計
腸チブス	一人	四人
感冒	一人	一人
結核性	八人	三七人
癌及悪性腫瘍	八人	四五人
脳膜炎	二人	一人
脳出血及腦軟化	三人	一人
心臓の器質的疾患	三人	二人
急性氣管支炎	一人	三人
慢性氣管支炎	一人	三人
肺炎及氣管支炎	五人	五人
其の他呼吸器病(肋膜炎)	二人	三人
胃の疾患	三人	一人
下痢及腸炎	一人	七人
脱腸及腸管閉塞	一人	一人
産褥熱	一人	一人
萎縮腎	一人	一人
腎臓炎	一人	一人
先天性弱質及乳兒固有の疾患	一人	一人
老衰	三人	三人
合計	三十三人	三十三人

外因死 一 六 六
 其の他の疾患 五 一 一 一六
 計 四六 二三 五 二八一

◎精神勞働者之燐の食物

◆何が良いか

腦の特殊な成分であるプロダゴンといふものには燐が含まれてをります。それで燐は腦の特殊成分でその構成に必要なものとなつてゐます、ですから腦を使へば自らプロダゴンが分解して減りますのでこれを補充しなければ腦の働きはだん／＼と鈍るわけですから、それで精神的に勞働する人は燐に富んだ食物、たとへば乳の蛋白質であるケーゼンとか、卵黄の蛋白質であるビテリンをさるやうに心掛けることが大切であります、それから細肥核をつくる蛋白質であるニユクロブテンもありまた蛋白質ではないが脂肪に似たレシチンといふものもあり、乳や卵黄にやゝ含まれる、またフイチンといふ化合物も燐を含み、穀物の胚などに多く有してゐます、野菜のうちでも

比較的燐を多く含むものは豆類です、安價な食物で燐をとりたいたいと思ふなら小魚がよろしい、小魚の骨は燐酸石灰として含まれてゐますが柔かた誰にも骨ごと食べられます

◎便秘は老衰の基

◆不用物は早く體外へ排泄

便秘になるといろいろな障礙を被ります、すなはち春さきには吹き出物がしますが、これも便秘によるものがあります、ところがなほひどい害としては早く老衰することであり、どうしたわけかといふと便秘が常習になると糞の中毒のために血管が硬化してしまふからであります、それがために皮膚に皺が出来、なほ食欲が減退し、精神は憂鬱になり、不眠症になつたり頭痛や目まひなどがおきるのであります。心臓の動悸がはげしくなつたり、呼吸が苦しくなることもあります、更に便秘が原因で胃擴張になつたり盲腸炎を起し、痔疾を起します、元來大腸内に糞便が長い間滞留してゐる動物は一般に壽命が短い

のは右の理由によるものであつて、一週間もかゝつて排便する羊などはその壽命はわずかに十五年以下しかありません、馬は四日間ぐらゐる糞便が滞留し、人間は二日とされてをります、人間の場合は食物が胃や小腸を通つて大腸の下部まで達するには約二十四時間を要し、全部が排出される迄には四十八時間を要するのであります新陳代謝がよく行はれないのは老廢物を蓄へることになりますから當然よいことではありませぬやはり便秘と同じくいけないのであります、發汗がよくなかつたり皮膚が汚れてゐたりすることも健康のためにいけません、すべて美食や滋養食をとるよりも不用物の體外排出といふことがもつとも必要なのであります(赤十字社)

◎心得て置くべき脈搏と呼吸の數

◆子供ほどの數が多くなり、成人は七十二が標準
われ／＼の健康状態は體温と呼吸脈搏の數によつて

調べますがそのうち脈搏と呼吸とを調べると年齢によつて次のやうな状態を呈してをります、即ち脈搏は一分間に次の通り

生	後	脈	搏	數
一	年	一	二	〇……一五〇
二	年	一	二	〇……一四〇
三	年	一	〇	〇……一二四
五	年	一	〇	〇……一一〇
十	年	一	〇	〇……一〇〇
成	人	七	二	……九六

先づ右のやうな數がその標準とされてをり、なほ多少の差はありますが、いづれにしても年齢が少いほど脈搏數が多いのが例であります、しかし小兒においては著るしくその數を増すものであります、それはよく經驗するところですが小兒が泣いたり、不安、哺乳の際にも脈搏數が増加します、つぎに呼吸數を調べると

年	齡	呼	吸	數
---	---	---	---	---

初 生 兒 四五……三五
一 年 まで 三五……二五
三 年……五年 二五……二〇
大 人 一八

右のやうに大人は一分間に一八であるのに比し、初生兒は三五乃至四五といふ多數を示してをりますなほ小兒が静座してゐるときは平臥のときよりも約三分の一だけ呼吸數が増加します(三田谷啓博士)

◎青葉頃から多い乳兒の榮養障礙

◆重湯の効果は顯著

青葉の頃になると、乳兒の榮養障礙が目立つて多くなります。一般の乳兒の消化器障害は榮養が足りないことから起る場合は非常に稀で寧ろ過飲が主なる原因となることが多いやうです、殊に人工榮養の乳兒はこの過飲に耐へる力が甚だしく少く殆ど例外なく榮養障礙に陥ります。母乳榮養兒でも、この頃は胃腸が弱くなつてゐますから、授乳、その他充分な

注意をしなければこれも又榮養障礙を起します榮養障礙は初期に於て單に、脂肪に對して消化器が過敏となるだけですが、もつと進むと、含水炭素に對しても消化力がなくなり、更に進むと、總ての榮養分を受付けなくなり、ポロポロの脂肪セッケン便が第一期でそれに續いて下痢となり、その中に、灰白のブツ／＼が混じり且つ、酸臭を放つやうになるのが第二期の表狀で、そして、むやみにたべたがつて食べれば必ず悪く體重が急激に減少するやうになれば第三期の重篤状態であり、すなからまづ、下痢を起させないやうに注意することが第一でもしこの徴候が見えたら牛乳は止めなければなりませんしかし牛乳を絶対使はないと云ふこともできませんから重湯を大部分にしてそれに少量の牛乳を加へて與へるか全然重湯療法を用ふるのが安全ですこの重湯と云ふものは乳兒の發育には非常に必要なもので、重湯だけで立派に育つてゐる子供がたくさんあります。重湯を家庭でこしらへる場合、特に注意すべきことは濃淡のないものをこしらへて與へなければならぬこと、これは仲々厄介なこと、先づ米

の分量、熱の加減、水の加減等は常に一定する必要がある。米は胚芽米が榮養價に富み熱度は細い火で氣長に煮て決して掻き廻してはいけません。こうした注意を拂つても、なか／＼いつもおなじ濃度の重湯をつくと云ふことは困難ですが、その手数と困難から救ふために粉末の重湯ビオスメールと云ふのがありますが、胃腸障碍の場合等重寶です。

人事

萩町の人口動態

婚姻 離婚 出生 死亡 死産
 昭和六月五月中四八 三 七九 六三 三
 一月以降累計二八二 二七 六一六 四〇四 二四

◎五月中出生届出の者

○印は萩町に本籍なき者
 區名 戸主との氏名 生年月日

玉江浦	新二女	中屋	綾子	昭和六年四月六日
前小畑	香松孫	金子	俊夫	廿三日
玉江浦	豊熊孫	河村	ツナ子	廿四日
江向	秀熊孫	高村	朝子	一月四日
椎原	義光孫	柳井	武	廿三日
浦小畑	龜吉長男	河村	一義	廿七日
越ヶ濱	助藏三女	大田	ミサヲ	廿八日
川島	武彦孫	林	八重子	二日
堀内	尙義長男	兼田	將夫	廿二日
越ヶ濱	榮作四男	井町	太一	廿四日
山田	幹松甥	佐々木	春一	一日
木間	勝五郎孫	伊藤	勝	五月三日
玉江浦	三吉孫	松屋	良一	四月廿三日
鶴江	八次郎二女	久保田	照子	廿三日
浦小畑	富藏孫	上田	サチ子	廿三日
川屋敷	甚一六男	玉井	六治	廿九日
木部	貞一五女	宗村	正子	二十七日
越ヶ濱	勘藏長女	久保田	肇子	十二日
濱崎新町	鶴松孫	玉村	フジ子	廿五日
山田	源藏孫	山根	サツキ	五月一日

川島	信一二男	坂本	清	同	四月廿八日
玉江	孫右工門孫	大石	勝美	同	五月六日
北古萩町	時次郎三男	住吉屋	和子	同	四月十八日
御許町	明晴長男	白石	敏子	同	五月二日
香川津	幸四郎二女	山野	房子	同	四月廿五日
堀内	好五郎二男	木村	稔	同	五月一日
平安古町	喜幸孫	末成	道子	同	五月一日
東濱崎町	吉藏二男	浦口	忠雄	同	四月廿五日
香川津	幾藏七女	田原	藤枝	同	五月二日
上野	孝太郎孫	神村	翠	同	五月二日
後小畑	宇一三男	本田	良造	同	五月二日
江向	剛三女	戸田	利子	同	五月二日
山田	龜藏姪孫	山下	美代子	同	五月二日
青海	耕一二男	藤田	好治	同	五月二日
上野	文藏五男	西村	春亮	同	五月二日
笠屋	鶴松三男	平野	宣政	同	五月四日
濱崎町	義一甥	大谷	坦	同	五月十九日
大谷	八八三女	大谷	常子	同	五月一日
沖原	富槌四男	小野村	彌八	同	四月三十日
青海	助四郎孫	藤田	敏夫	同	五月五日

椎原	好藏四男	阿部	光藏	同	五月四日
樽屋町	重二二女	兒玉	良子	同	五月二日
熊谷町	庄藏孫	品川	武毅	同	五月二日
玉江浦	清一姪	池内	康子	同	五月二日
越ヶ濱	松三郎孫	井町	千一郎	同	五月六日
木間	久一二女	杉本	朝子	同	五月六日
濱崎町	彦輔甥	永富	治豊	同	五月十一日
玉江浦	榮助孫	今田	惠祐	同	五月十一日
倉江	百合熊孫	川村	文子	同	五月七日
玉江	秀一庶子女	中村	マツ子	同	五月十日
後小畑	末松孫	岡	恭子	同	五月八日
平安古町	省一長男	倉増	秀國	同	五月六日
椿町	梅三長女	田村	君子	同	五月十日
土原	勇助甥	梅屋	光男	同	五月十五日
唐樋町	經門姪	波多野	榮子	同	五月八日
越ヶ濱	權七三女	富田	稍子	同	五月六日
玉江浦	三吉長男	明賀	民夫	同	五月十二日
江向	長治郎姪	工野	淑子	同	五月十日
同	馨長男	津守	邦彦	同	五月五日

香川津	朝三長男	岡本	暢生	同	十三日
上五間町	賢輔三女	見嶋	セツ子	同	十八日
鶴江	菊一長女	小野村	元子	同	十一日
沖原	秀二一男	平野	敦士	同	十三日
前小畑	二郎三女	小野智惠子		同	十日
橋本町	諫槌長男	松尾	健治	同	十四日
江向	益一四女	河野	豐子	同	十一日
上野	壽熊三女	豊田	アイ子	同	十七日
土原	百助孫	尾寺	直己	同	四月廿三日
御許町	喜代槌二男	黒田	政雄	同	同六月五日
土原	政一長男	杉山	和正	同	十七日
金谷	金槌孫	大山	澄美雄	同	二十日
堀内	由松孫	○竹田	牙子	同	十六日
玉江浦	市之丞姪孫	藤崎	省吾	同	十八日
鶴江	フミ孫	田原	薫	同	十五日
香川津	龜太郎長男	渡邊	一三	同	十六日
玉江	家起二男	來島	修一	同	十四日
熊谷町	房輔甥	坂田	敬信	同	同三年八月八日
御許町	秀長女	堀	久枝	同	同牽五月十九日
川島	陽二一男	林	茂夫	同	十八日

河添 吉藏長男 三戸 榮治 同 二月十六日
 下五間町 直之四男 嶋本 三男 同 五月廿一日

●五月中死亡届出の者

○印は萩町に本籍なき者

區名	戸主との続柄	氏名	死亡年月日
中津江	庄太郎父	鍵村八右衛門	昭和六年四月三日
玉江	江戸主	藏田ウメ	同
沖原	尚義長男	平野誠	同
木間	市政父	道同熊治郎	五月一日
下五間町	戸主	藤岡勘市	同
越ヶ濱	亡龜吉長男	富田鶴松	明治四十四年三月廿二日
同	戸主	秋守彌作	同
前小畑	茂養母	野村コト	昭和六年五月三日
松本市	新市二男	山本正雄	同
雜式町	正敏祖母	徳永アサ	同
山田	戸主	高橋帳吉	同
河添	五郎吉妻	堀ナツ	同
江向	直人三男	○大藤宗人	同 四月三十日

上野	長穂六女	山本	ヨシエ	同	五月五日
松本市	貫市祖母	上田	マツ	同	同四月十二日
南古萩	祥二郎妻	高木	リョウ	同	五月五日
東濱崎町	吉藏二男	○浦口	忠雄	同	六日
川島	戸主	田中	仁五郎	同	二日
中津江	戸主	小池	六藏	同	八日
塩屋町	朝吉長男	宮原	朝孝	同	三日
濱崎新町	吉藏妻	大島	チヨ	同	九日
椿町	友太郎母	大津	ヒサ	同	十日
御許町	浅吉妻	岡本	アキ	同	十日
吉田町	麟弟	藤野	章一	同	四日
濱崎町	戸主	久保	一郎	同	十一日
米屋町	浅次郎弟	木原	金槌	同	同二年二月六日
濱崎新町	忠太郎婦	井町	アヤ子	同	同六年五月七日
鶴江	久松孫	吉村	久良	同	十二日
川島	熊次郎長男	永安	肇	同	八日
前小畑	春介叔母	○岡	ムメ	同	十日
今魚店町	清一祖母	八木	谷ヒサ	同	十一日
御許町	三次母	安富	キク	同	九日
堀内	戸主	秋郷	忠一	同	十日

江向	戸主	青木	勸十	同	四月廿三日
江向	音松二女	大谷	梅子	同	昭和六年五月五日
河添	義雄母	田村	ツチ	同	十五日
後小畑	友之進三女	○石林	美智子	同	同
玉江浦	七五郎婦	國守	ヨシ子	同	七日
吉田町	太郎一長男	梶田	新一	同	十七日
椎原	小七郎三男	土屋	薩男	同	十三日
浦小畑	清一四女	藤山	芳江	同	十七日
橋本町	戸主	○藏田	ハル	同	十六日
唐樋町	チヨ長男	竹重	百合熊	同	十二日
玉江浦	仙一長女	森	初子	同	十九日
古萩町	幾助母	岩川	ヒサ	同	二十日
江向	周太郎長女	杉本	シヅ子	同	十九日
土原	吉之進二女	石田	愛子	同	十五日
越ヶ濱	勘藏長女	久保田	肇子	同	十八日
上五間町	戸主	大田	武男	同	二十日
山田	壽生六女	來島	京子	同	同
春若町	タケ姪	高田	春枝	同	十七日
土原	恭男從妹	田原	千代	同	十六日
鶴江	時次郎甥	田中	廣	同	九日

越ヶ濱	義男二女	藤田	幸子	同	廿二日
玉江	信一妻	三村	ツル	同	十九日
橋本町	諫穂長男	松尾	健治	同	廿三日
鶴江	松次郎長女	村木	千恵子	同	十八日
越ヶ濱	鶴松二男	末武	廣利	同	廿二日
浦小畑	戸主	上田	トメ	同	廿三日
古萩	捨五郎孫	中原	道秋	同	十一月廿三日
下五間町	戸主	中村	龜吉	同	五月廿五日
江向	戸主	兒玉	元一	同	廿六日
鹽屋町	久吉郎姪	田中	マツ	同	廿七日
越ヶ濱	梅雄弟	楢本	政雄	同	廿三日
前小畑	喜太郎孫	山本	歌子	同	廿三日
濱崎町	菊穂繼母	○明石	ハナ	同	廿八日
木間	太一繼母	藤田	タマ	同	廿九日
今魚店町	信一長男	柳井	隆男	同	廿八日

◎五月中出入寄留者數統計

男 四六人 女 四六人 計 一月以降累計 九二人 三七二人

◎五月中出寄留及退去届出の者

退去	計	五〇	四九	七	八九
入寄留	計	三八	四六	九	四六一
復歸	計	九	七	一六	五四〇
計		四七	五三	一〇〇	五九三

〇印は退去者
出寄留又は退去年月日

區名	戸主の氏名	出寄留又は退去年月日
濱崎新町	孝弟 田中 滿	昭和六年四月三日
平安古町	岩藏弟 平生 辰藏	廿七日
米屋町	亡鶴松續柄ナシ 廣中ムメ	三月廿八日
江向	戸主 中村 モミ	四月一日
土原	國吉弟 河村 鶴治	四月廿五日
無田ヶ原	四郎長女 波多野ハル	四月十五日

北古萩町	章孫	岡村	嘉活	全	一月廿六日
川島	武彦長男	林	尙武	全	四月三日
全	婦	全	昭子	全	
全	孫	全	八重子	全	
船津	光吉婦	繩田	慶子	全	三十日
前小畑	清一母	柴田	マサ	全	十七日
全	弟	全	義夫	全	
江向	藻丸長男	○清水	良弘	全	四日
濱崎町	亡三輔續柄ナシ	齋藤	イト	全	四月三十日
全	全	全	孝弘	全	
江向	彌作婦	河村	安子	全	四月廿三日
全	孫	全	道男	全	
金谷	戸主	田原	ミサヲ	全	五月一日
北古萩町	虎吉甥	岩崎	孝雄	全	三月廿六日
椎原	通太長男	池上	馬彦	全	卅一日
全	孫	全	秀彦	全	
全	孫	全	通弘	全	
越ヶ濱	太十郎長女	阿部	ヨシ子	全	四月廿五日
全	龜松二女	廣田	ソノコ	全	
全	音一長女	末武	ツネヨ	全	

全	松吉二女	楢本	チヨ	全		
全	三一妻妹	藤田	ヒサコ	全		
浦小畑	セキ長男	松村	正輔	全	三月三十一日	
上野	孝太郎孫	神村	翠	全	四月三十日	
堀内	壽一長男	池内	博	全	十一日	
中ノ倉	戸主	島田	太郎	全	一日	
全	妻	全	キク	全		
全	長男	全	倉吉	全		
全	二男	全	與八	全		
全	三男	全	三九郎	全		
全	婦	全	ユリ	全		
全	孫	全	フミ子	全		
全	孫	全	茂作	全		
全	孫	全	ミツ子	全		
全	全	全	雪正	全		
全	全	全	吉村	正男	全	廿八日
全	直度弟	全	キミ子	全	廿八日	
全	妹	全	有福	誠一	全	十一日
全	妻	全	アヤネ	全		
全	二男	全	晃	全		

全	三男	正彦	全	玉江	友二男	來島	邦義	全	四月二十日					
全	五男	英明	全	後小畑	末松	孫岡	望	全	三十日					
全	長女	和枝	全	越ヶ濱	十吉	孫	太田	スエ	全	五月十六日				
全	六男	俊明	全	南古萩町	仙三	孫	伊藤	輝子	全	四月二十二日				
鶴江	八次郎	久保田	照子	全	堀内	作太郎	二男	伊藤	靖	全	廿五日			
北古萩町	與市	姪	川村	清子	全	江向	岩太郎	三女	池上	ミキコ	全	二十日		
濁淵	戶	主	田中	菊野	全	堀内	斷藏	長女	堀田	文子	全	十五日		
堀本	内	教亮	四男	守永	清	全	浦小畑	戶	主	小池	要助	全	五月廿二日	
橋本	町	戶	主	〇櫛部	八朗	全	中ノ倉	戶	主	藤原	政一	全	十八日	
全	妻	〇全	ツル	全	全	全	全	妻	全	マツコ	全	全		
全	長男	〇全	徹	全	全	全	全	長女	全	文子	全	全		
全	二男	〇全	正行	全	全	全	全	二女	全	良江	全	全		
江向	直養	長男	高橋	勉	全	全	全	長男	全	辰生	全	全		
全	謙吉	妻	井上	ミツエ	全	全	全	古萩町	亡住	松二男	木島	德次郎	全	十三日
御許	町	熊之助	妹	小松	清子	全	全	土原	金平	婦	仁保	とみ江	全	全
全	原	戶	主	柴田	三吉	全	全	全	孫	全	勝雄	全	全	全
全	妻	新二	長女	山本	浩子	全	全	全	全	全	勝次	全	全	全
雜式	町	新二	長女	山本	浩子	全	全	全	全	全	勝次	全	全	全

細工町	馨從	叔祖母	渡邊	マサコ	全	江向	世帶	主	△藤井	菊代	全	六日
河添	吉藏	長男	三戸	榮治	全	全	長男	△全	正興	全	全	全
堀内	直一	四女	東村	ミツ子	全	全	二男	△全	正臣	全	全	全
濱崎	町	市太郎	孫	佐々木	俊雄	全	全	長女	△全	和江	全	全
江向	戶	主	三輪	辰之助	全	全	全	全	全	全	全	全
全	庶子	男	全	勝	全	全	全	全	全	全	全	全
河内	戶	主	山縣	孝雄	全	全	全	全	全	全	全	全
全	妻	ノ母	全	ヤチヨ	全	全	全	全	全	全	全	全
全	妻	全	ウメ	全	全	全	全	全	全	全	全	全
前小畑	二郎	三女	小野	智恵子	全	全	全	長女	△全	咲子	全	全
米屋町	松之助	二男	白井	順治	全	全	全	二女	△全	美喜子	全	全

◎五月中入寄留及復歸

届出の者
 ○印は復歸の者△印は町内轉寄留の者
 區名 世帯主の續柄氏名 入寄留又は復歸年月日

前小畑	世帶	主	△柴田	吉之助	昭和六年	四月	三番
中ノ倉	竹雄	妻	村上	サダ子	全	五月	一日
全	長女	全	良子	全	全	全	全

全	川島	世帶	主	△坂本	信一	全	全
全	全	妻	△全	マツ子	全	全	全
全	全	長女	△全	安代	全	全	全
全	全	二女	△全	匡代	全	全	全
全	全	長男	△全	充正	全	全	全
全	全	二男	△全	清	全	全	全
香川	津	市太郎	婦	〇植村	ヤスエ	全	四月二十三日

全 孫 ○全 百門 全
 全 孫 ○全 門平 全
 今古萩町 世帶主○高原 常一 全 五月四日
 全 妻 ○全 美知尾 全
 全 二 男○全 靖 全
 全 三 男○全 昭 全
 全 四 男○全 豐 全
 全 三 女○全 美代子 全
 唐樋町 世帶主 山崎 孫一 全 五月一日
 全 妻 全 ウメ 全
 唐樋町 要輔二女 粟屋美智子 全
 川 島 世帶主 松木 善七 全 五月十日
 全 妻 全 タマ子 全
 全 長 男 全 倍 全
 西田町 世帶主△藤井 スエ 全 五月一日
 全 長 女△全 マツヨ 全
 全 二 女△全 利子 全
 全 伯 母 全 ツル 全
 樽屋町 重一妻△兒玉 シゲ子 全 五月十三日
 全 長 女△全 節子 全

全 長 男△全 輝行 全
 木 間 世帶主 藤津 常一 全 五月一日
 玉江浦 檜崎甚吉緣故者 野上善人 全 五月十五日
 全 全 忠 全
 古萩町 世帶主 米屋 秀男 全 五月四日
 全 妻 全 マサ 全
 全 二 女 全 喜久子 全
 全 三 女 全 恒子 全
 全 四 女 全 薩子 全
 全 長 男 全 勢三 全
 全 二 男 全 昭男 全
 後小畑 世帶主△波多野 榮槌 全 五月十日
 全 妻 全 ヨネ 全
 全 長 男 全 傳 全
 全 三 男 全 憲三郎 全
 全 長 女 全 節子 全
 全 二 女 全 多喜子 全
 椿 町 世帶主△宮本 淺藏 全 五月十二日
 全 妻 △全 ミヨ 全
 全 長 男△全 忠 全

惠美須町 世帶主○中尾 友邦 全 四月十五日
 東田町 世帶主 寺内イクノ 全 五月十五日
 全 長 女 全 孝子 全
 全 二 女 全 吉榮 全
 江 向 源次郎二男○勝木 明 全 四月七日
 中ノ倉 柴田堅正緣故者△河村貞子 全 五月十五日
 玉江浦 世帶主△岩本 豊介 全 五月十日
 全 妻 △全 静子 全
 全 長 女△全 登志子 全
 下五間町 世帶主 安藤 花松 全 五月二十日
 全 妻 全 キク 全
 東濱崎町 世帶主 川口 正雄 全 五月二十日
 全 妻 全 トリ 全
 全 養 子 全 明子 全
 濱崎新町 世帶主 中屋 三郎 全 五月十日
 全 妻 全 イワ 全
 土 原 世帶主 豊田伊三郎 全 五月二十日
 全 妻 全 ヒテ 全
 全 長 男 全 勳 全
 江 向 世帶主△小林 光一 全

全 長 女△全 百枝 全
 全 二 女△全 千鶴子 全
 全 三 女△全 悦子 全
 堀 内 世帶主△竹田宗太郎 全 五月二十五日
 平安古町 世帶主 藤田與四郎 全 二十日
 全 妻 全 貞子 全
 熊谷町 世帶主 角田源太郎 全
 全 妻 全 アキ 全
 唐樋町 世帶主△川上 道英 全 二十五日
 川 島 武彦二男○林 正次郎 全 三月十五日
 椎原 桂黙要緣故者 林 保 全 五月二十八日
 全 世帶主 白神 久熊 全 五月十四日
 全 政助五女○倉重トミ子 全 三月二十四日
 全 省吾三女○木原 雪子 全
 全 松之助二女○三坂ハルエ 全
 山 田 チトヒ二女○西山 正子 全

◎受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受

刑の通知を受けたる者左の如し
昭和六年五月中

罪名	人	員	計	一月以 降の累	前年一 月以降 の累計
賭博	4	1	5	2	2
詐欺	1	1	2	4	5
竊盜	1	1	2	2	3
機船底曳網漁業	2	1	3	2	3
取縮規則違反	1	1	2	1	1
傷害	1	1	2	1	1
失火	1	1	2	1	1
賣藥法違反	1	1	2	1	1
暴力行為等處罰違反	1	1	2	1	1
印紙税法違反	1	1	2	1	1
業務上過失致死	1	1	2	1	1
牛乳營業取締規則違反	1	1	2	1	1
阿片及麻酔劑取締規則違反	1	1	2	1	1
差押標示損壞	1	1	2	1	1
計	1	1	2	1	1

通貨及証券模造 取締法違反	自動車取締令違反	漁業法違反	度量衡法違反	船舶職員法違反	議員選舉法違反	殺人	森林法違反	結核豫防法違反	山口縣警察犯處罰令違反	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7

雜事

◎改正税法に就て

萩稅務署 齋藤正義

第五十九議會で改正せられた地租法並に營業收益稅

法は負擔の變動や稅率其他納期の繰下げなど納稅者として是非知つて置く必要がある殊に地租法に就ては納稅者の理解の程度が直に納稅に影響すること、思はるゝので徵稅の立場から主要な點を二三説明して置きたい

地租法改正の要點

一、課稅標準を賃賃價格に改め十年目毎に之を改訂する

従來の地租の課稅標準であつた地價を賃賃價格にすること之が今回改正の大眼目である大体現在の地價は明治初年に定められて爾來五十幾年を經、設定當時の不權衡や其の後の經濟事情よりして甚た不公平であることは周知の事實であるが之を改正するには多大の經費を要する關係上歴代の内閣が其の儘を持續して居たものであるが漸く其の機運が到達して賃賃價格に改正せられたもので寧ろ當然のことである

一、租率を各地目共通の百分の三、八とする
各地目共賃賃價格に應じて課稅することに改正すれば地目毎に租率を異にする理由がない而して賃

賃價格調査法に依り決定した賃賃價格を基礎として現在地租稅額の範圍内に於て其の租率を算定すれば百分の四、五となるのであるが倫敦條約に伴ふ減稅計畫に依つて約千萬圓を輕減するが爲に百分の三、八となつたのである但し昭和六年分に限り百分の四である

一、地租の納期は大体従前の通である

田租の第一期の納期限は其の年十二月十六日より翌年一月十五日限になつて居たが一月一日より三十一日迄と改正した尙

宅地租第一期 從前七月一日より三十一日限 六年分十一月一日より三十日限

畑の雜地第一期 從前九月一日より三十一日限 六年分翌年一月一日より三十一日限

全 第二期 從前十一月一日より三十日限 六年分翌年三月一日より三十一日限

一、賃賃價格一圓未滿の場合には地租を徵收しない
各地目毎の賃賃價格一圓未滿の者の地租は徵收しないと云ふ規定が新に設けられた

以上の如く其の主眼が地價を賃賃價格に替へる結果

は各筆の負擔には非常に激變を來たすことゝなる隨つて從來は地力や交通の便否其の他時價等に比較して改租當時の狀況が良かったが爲に其の儘高い税金を負擔をすることに亦此の反對に從來非常に低かつた何れの點から見ても不當に低かつた負擔が之亦正當の負擔をすることになる

宅地に就て改正の主要點を實際に説明して見るに假りに吉田町で御話すると大通りが出来なかつた前の吉田町と新雁島橋に向つて大通が貫通した後の吉田町との關係が所謂今回の地租改正の主要點である爲に吉田町通の地租は變動を來たすと云ふことになる此點を能く理解して置く必要がある

一、營業收益税の稅率が變更せられた

法人の分は省畧。個人の稅率は從來一率に百分の二、八であつたものが純益金額千圓以下なるときは百分の二、二千圓を超ゆるとき千圓以下の金額百分の二、二千圓を超ゆる金額百分の二、六、改正の主眼は小營業者の負擔輕減であつて昭和二年の施行當初より個人小營業者に對しては營業稅時代に比し却て其の負擔が増加したと云ふ非難も

あつた是も輕減を爲さしめた重要な理由である此の改正に依つて法人營業收益税は一率に五分五厘餘の輕減となり個人は純益千圓以下の者は一率に二割一分四厘の輕減を受けたことゝなつた尙六年分限り百分の二、二の稅率のものは百分の二、五、百分の二、六の稅率のものが百分の二、八の適用を受くることゝなつた

●生活原理として分度經濟確

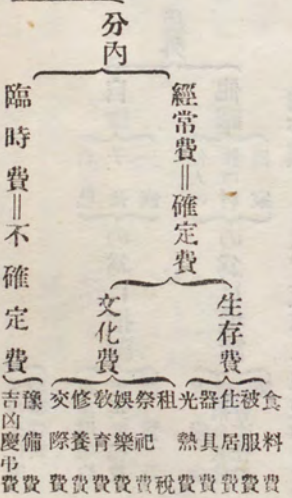
立の絶對に必要な所以

吾々人類も亦進化の約束より脱出することの出来ぬ生物には違ひない、けれども人類以來の生物の如くに寒暑によつて秋來れば羽毛は増殖し、暑來らんとすれば羽毛は脱出して着る心配もなく。又冬季食物の不足なる季節には穴へ潜りて冬眠し、食物の發生

する時分に穴から出て繁殖するやうな、惠まれた性を受けてゐない。謂んや風雨寒暑を凌ぐには山より丸い木を切り出し四角に仕上げなくてはならず。寒暑を凌ぐには衣服の要意が必要である。春種子を蒔き、炎暑と戦ひ耕作肥培し秋に收穫しても、三度の食物となつて忽ち消えて了ひ。自然に惠まれて生活する彼等とは違ひ、人類の生活は慘憺たるものが伴ふのである。が天は決して人間のみを繼母扱にするやうな無情ではなかつた。勤儉の努力さへ惜まない限り、衣食住の慾を充たすに足る、いろ／＼と窺理研究すべく、より以上の幸福を將來して人生を樂しむ得るやうに、特別に優れたる頭腦を授けられてゐる。百年、千年、萬年と過去を振り返つてみると、

近代人の生活は天空を我有とする飛行機、飛行船、海底を征服する潜行艇あり。空間を利用するラヂオと無線電信から電話、寫真電送等々と躍進又躍進、向上して來た。要するに現代文化は、大古以來の人類が風雨猛蛇と戦ひ天災地異に克つ打勝つまでに、天賦の才能をうまたゆまず振ひ來つた祖先の遺物の惠澤に浴してゐるのである。故に吾等は生活原理としての分度經濟法を應用して民力を涵養し、富國を培養して、より高き文化と富力を開拓するのが祖先への恩謝であつて、亦我身の爲めに一層幸福なる生活を増進するものであることを知らねばならぬ。此度は舉國總動員の動きはこの精神からの出發でなければならぬことは云ふまでもないことである。

分度經



濟 人道創造 || 勤勞收入 (營業) 收納 (天分 || 分度)

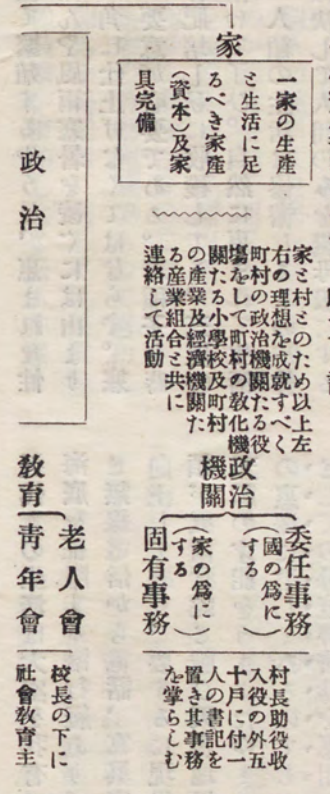
表 法 立 濟
度外餘澤 || 臨時收入
副業 餘業 賞與 雜業

度外
自讓 (子孫) 己の爲に推讓 (家産増殖費、天災準備費、教養費)
他讓 (市町村、他人) 己の爲に推讓 (義捐金、寄附金、社會奉仕)

向上心の燃ゆる生活には、生活原理に基いたる分度經濟法を應用する豫算がなければならぬ。豫算の無い家計と事業とは、壓力計の無い蒸氣機關と同じく、いつ膨張の結果破裂の慘害を來すかも知れませぬ。豫算があつて仕事の方針も立ち、家計の度も決まるものである。假令豫算があつても收支日計

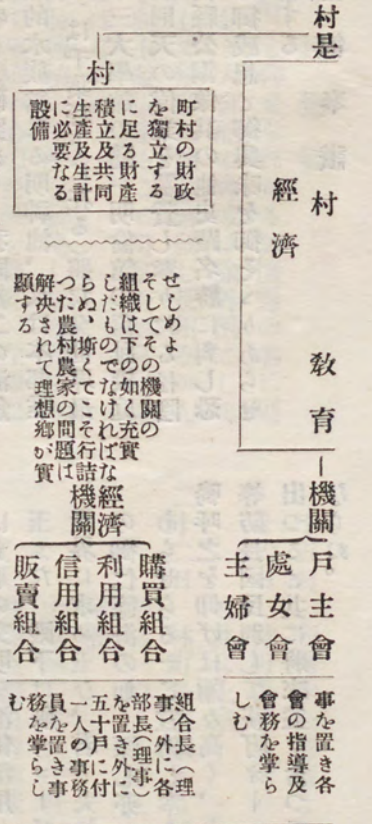
簿が無くては、汽車に軌道がないと同様、何の役にも立ちませぬ。日計簿は豫算の科目と一致した科目別のものと、現今出納簿とを備わて一々豫算と照合して、日々の收支損害を明確ならしめるものでな

主義主樂眞
三
の興振方地



自治自主ノ精神的確立
法律第一條を以て發布せられたる市制及町村制の運用を完からしめ村家人の幸福を圖り又併せて國家の基礎たる村の發達を期するに於ては町村の仕組で本當のことは出まませぬ尙此組織に據ります

唱者石田傳吉案
式 巴
營 經 想 理



以上圖解したる如うに生活原理に基いて、村家の生活經濟向上の更生を劃策しても吾等の生活する本體である町村と云ふ自治團體の確立する「町村是」の施行細目として斷行しない限り、有効なる運用成績は擧げない。それは生活更生の如きは、町村住民の生活上の重大要目に屬するからである。町村制第二條の正文「其の公其の事務」云々の文字にふくむ、立法の精神に該當するからである。要するに公私經濟緊縮とが教化動員と云ふ仕事も自治の名あつて其實の添はない町村が目覺て、先づ「町村是」を確立して、その實施機關としての役目を持つ、廣い意味での政治、經濟、教育(町村役場、産業組合、小學校)の三

「是は三好浩太氏寄贈に基く石田傳吉氏著「國民眞樂生活更新原理鑑」より抄録)

吾等の理想は、國中唯一人だつて眞面目に働く人が生存上不安を感じる如うな不合理さを、無からしむるにあるからである。町村の文化を向上して田園中心の眞樂郷を建設せんとするにあるからである。

「是は三好浩太氏寄贈に基く石田傳吉氏著「國民眞樂生活更新原理鑑」より抄録)

理想郷の實顯
眞善美の極致
個人團體の經濟的獨立

◎行啓五周年を迎ふ

本願寺特撰布教使 守重 哲雄

五月三十日は今上陛下が皇太子殿下として我が夏蜜柑の町に行啓あらせられたる五周年を迎ふ、特に「夏みかんの町」と云ふ、そは其の當時殿下が「今度は夏みかんの町に行く」と仰せられたる御言葉を偲ひまつる、かうした深き御憧憬の街へ成らせられ、白華満開橙香芳ばしく漲りつゝ家の側に橙樹ありと云ふより寧ろ橙樹の中に家がある此のみかんの町へ、そして笠山に御登攀遊ばされては橘等熱帯植物及山麓の寒帯植物を御研究あり、我國無二の海魚濃淵群をなす自然的水族館なる明神池、又は本邦唯一の反射爐(其の一は千葉縣下に在る)將た又世界最古のプールを日本三大學館の隨一明倫館の舊趾校庭に御覽あり、維新回天の偉業を翼賛し奉りたる松陰神社伊藤公舊宅山縣公銅像其の他史蹟名勝に對し恐れ乍ら無限無量の御感想と御興味を御そゝりあらせられたことと拜察する

◇聖德奉讚

謹みて惟みるに陛下は先帝御在位の時に當りて攝政の御名に於て万機を總攬あらせられた、其れ實に聖德太子一千三百年大御遠忌の年であつた、臣哲雄は其の際禮讚して
「殿下は恐らく聖德太子の御再來ならむ。太子は推古天皇の朝に攝政の御名に於て庶政を統治あらせられた、今復た一千三百年の後に新らしく斯の御名を聽くことを得、而も智仁勇の三德兼備、別けても其の勇徳の御表現として富士山上へ乗馬御登山遊はされたることは曾て聖德太子の御試みあらせられた以來實に絶無稀有の御壯舉、又聖德太子は支那の文明を消化活用し以て庶政更新に努力し玉ふた、殿下は破レコード的外遊あり以て智識を世界に求め玉ひ、若し夫れあらゆる事象に對しての御仁徳海の如く深し亦た能く聖德太子に御酷似あらせらる」と宣傳し奉りた
嗚呼之を仰げは彌々高く、之を鑽れば彌々高し、我等防長國民別して萩町オール國民は今日の記念を思出つると共に將來益々奮つて天恩に報答し奉らねばならぬ。

◇町民覺悟

一、「夏みかんの町」と仰せられたる御憧憬の名に副ふやう、本年の如き大自然の脅威は除外例として近代科學を應用して殖産智識を啓發し長州みかんの名聲と實質を向上發揚すること町富否國富増進の要務であらねばならぬ、
二、維新勤王の防長傳統の精神を發揮し松陰先生等の遺志を繼承して皇室中心の至誠を盡し、左傾に陥らず右傾に囚はれず昭和の大道を行進する是れ正に陛下の忠良なる臣民の本分であらねばならぬ
行啓五周年の記念を迎へ、度みて所思を陳ぶ。

◎萩町日誌

(本月報登載外のもの)

五月六日 午後一時より町衙に於て椿東、椿南區有志者集合一の堰の治水に關し協議會開催
九日 林町長午後歸省
十一日 林町長歸廳

◎讀者の聲

火災のとき誰しも痛切に感ずることは火元を早く知

火もど

近火生投稿

十五日 午前十一時頃より暴風雨襲來

十六日 林町長は省營バス問題に關し關係町村長と共に上京

二十二日 林町長東京より歸廳

午後一時より町衙に於て木工業者の懇談會開催

土原第三區大島吾市氏邸に於て鮮魚移出組合創立委員會開催

二十三日 町公會堂に於て軍人後援會萩町婦人團總會開催

二十四日 午後二時より町衙に於て山口縣海外通商組合外務員の打合せ開催

廿五日 林町長は縣社松陰神社春祭執行に付參向
三十日 行啓記念日に付吏員一同前庭に於て遙拜式舉行

り度いといふことである。最近二三の場合に見ても町内に住んで居る吾々が其の火元を的確に知り得たのはサイレンを聞いてから二十分乃至三十分の後である私は左の事を提言したい

町内適當の場所電話を持つ人に警察署なり電話局なりから電話で其の火元を知らせ其の通知を受けた人は直に門口に火元を書き出すことである之が爲一般の通話に支障を來すことがあるかも知れないが僅の間だから我慢して戴きたい混雜の折柄警察なり電話局なり迷惑かも知れないがやる氣ならやれないこともあるまい

◆毛利別宅開放

守重 哲雄

衲は向きに愛萩生の名下にて毛利家別邸開放の希望を披瀝したが茲に重ねて這行啓五周年記念てふ劃期的好チャンスを以て萩町當局及有志者の共贊を求め速かに其の實現來の交渉を熱禱する
明治己前の舊史蹟の宣傳固より當然であるが昭和の新天子が皇太子而も攝政宮の當時特に縣廳治下に非ざる當町へ其の別邸は曾て相州鎌倉にて忠愛公未亡人安子の方が居られし建築、其の名の如く忠君愛國

を共に公と抽んでられたる由緒ある邸宅である此の別邸を

一、行啓駐蹕の標榜を建て來遊者の空しく通過させぬやう

二、適當の時間内に其の御跡を拜觀せしむるやう

三、出來得べくは勤王奉公の史料を展覧せしむやう
是れ一は史蹟上の新異彩を加へ思想善導の好資料を與ふることとなり、將た又探勝者誘致上最も有意義なりと信する繰返して記す、現在の儘では觀光群は徒らに自働車上門前を空しく通過し、かうした懐かしき御駐蹕所を知らずに了り、我が愛する萩町の爲不利益だと思ふ、冀は近く山陰線全通せば一層來遊者多きを加へんとする好機を逸せず斯の新史蹟を大宣傳するやう萩町當局並に有志者に望んで己まぬ!!
(五、二八、追稿)

●納税のすゝめ

本月は縣稅家屋稅の徵收期なり
し所本年度より其の徵收期を前期を七月に後期を十一月に改正の結果本月は定時徵收の税金は
ありません

昭和六年六月

萩町稅務課

●敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に嘱託技術員として普通農事一人を置いております是等の人達は全く机上の仕事をする者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む
尙は右技術員の人達が町内を巡回の際皆さくの田畑園地其他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約業書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ置き御注意を促すこと致しておりますから右様御承知置きを願ひます

萩町 勸業 課

稟告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば本月報をして町民諸子の自治制度上に於ける常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を増進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を増加し編輯上其の責任の重大なるを感ぜらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報編輯者

發行要項

- 一、發行 毎月一回十五日發行
- 一、購讀料 一ヶ月 金 拾 八 錢(郵稅共)
- 六ヶ月分 金 壹 圓(同上)
- 一ヶ年分 金 壹 圓 八 拾 錢(同上)

昭和六年六月十三日印刷
昭和六年六月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

印刷者 荒瀬 徳 治
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

發行所 山口縣萩町役場
電話(電掛)四二七三六番

取次所 藤川書店
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十一番地

萩月報

昭和六年六月十三日印刷納本
昭和六年六月十五日發行

(昭和五年五月六日)
第三種郵便物認可

毎月一回十五日發行 第三十九號